

1 議事日程(第3号)

(平成31年第2回久山町議会3月定例会)

平成31年3月6日

午前9時30分開議

於 議 場

日程第1 一般質問

追加日程第1 佐伯勝宣議員に対する懲罰動議

2 出席議員は次のとおりである(10名)

1番	山野久生	2番	清永義弘
3番	有田行彦	4番	佐伯勝宣
5番	松本世頭	6番	本田光
7番	阿部哲	8番	只松秀喜
9番	久芳正司	10番	阿部文俊

3 欠席議員は次のとおりである(なし)

4 会議録署名議員

4番	佐伯勝宣	5番	松本世頭
----	------	----	------

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(13名)

町長	久芳菊司	副町長	佐伯久雄
教育長	安部正俊	総務課長	實淵孝則
健康福祉課長	國寄和幸	会計管理者	松原哲二
上下水道課長	原之園修司	町民生活課長	森裕子
経営企画課長	安倍達也	魅力づくり推進課長	矢山良寛
教育課長	久芳義則	税務課長	佐々木信一
田園都市課長	川上克彦		

6 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名(2名)

議会事務局長	中原三千代	議会事務局書記	山本恵理子
--------	-------	---------	-------

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前9時30分

○議長（阿部文俊君） おはようございます。

ただ今から本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（阿部文俊君） 日程第1、一般質問を行います。

現在、久山町議会では一問一答方式を採用しております。

では、順番に発言を許します。

3番有田行彦議員、発言を許可します。

有田議員。

○3番（有田行彦君） 私は今日質問させていただく前に、地図の持ち込みをさせていただきたいと思いますがよろしゅうございましょうか。

○議長（阿部文俊君） はい、許可します。

○3番（有田行彦君） 清永議員ありがとうございます。ちょっと同僚議員に持っていただきます。

実は私は今日は3つの項目で一般質問をさせていただこうと思っております。

まず最初にですね、交通アクセス問題等近隣市町との連携策を積極的に考えてはどうかということで質問させていただきます。定住自立圏共生ビジョンは地方からの人口流出を食い止め、都市部から地方への人の流れを創出するという観点から、糟屋地域を主たる対象とし、近隣にある市町が連携し人口定住のために必要な生活機能を確保するという観点から、経済基盤を培い地域の活性化を図る目的として、医療、福祉、教育、公共交通、交通インフラの整備等の充実等図る考え。そこで交通問題等近隣市町との連携策を積極的に考えてはどうかという思いからお尋ねいたします。近隣市町と連携・協力して生活機能を確保し、定住人口の確保や交流人口の増加を図るため、広域道路公共交通の整備をすることにより活性化を図ることを目的とする定住自立圏共生ビジョンを立ち上げたらどうかと思いますが、町長のお考えをお尋ねします。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） お答えいたします。

今有田議員の方から提案がありました定住自立圏構想を立ち上げたらどうかということなんですけれども、ご存じだと思いますけれども、定住自立圏構想というのは、単独では

いろんな人々が定住するための生活機能を備えることができない市町村が、大体5万人以上ぐらいの市を中心として、いろんな機能をですね、都市的機能をその中心となる市に集約させようという、そしてまた、お互いのその市を中心として囲む市町村との機能の役割分担をしていこうということだと思います。ですから、主に医療機能あるいは教育、それから交通、それから雇用、こういった機能を中心となる市に集約させて、また一方、周辺市町村は生産、いわゆる農業とか林業あるいは自然環境を担うといったですね、そういうお互いの役割を分担しながら、その中心の市を中心として、生活圈機能といいますか、それを充実させることによって、大都市への人口流入を防ごうと、まあこういうものであると思います。ところがこの久山町が存する糟屋地域ではその定住圏構想というのは、成り立たないといいますか必要がないという状況じゃないかなと思ってます。というのは、例えば糟屋地区で定住圏構想をつくらうとすると、古賀市が当然中心となって、古賀市を中心として糟屋地区の定住圏構想が成り立つかといえば、もうおわかりだと思いますけども成り立たない。むしろ、ここの場合は糟屋地域それから糸島・宗像・筑紫地域で、いわゆる福岡市、政令市を中心とした福岡都市圏域というのを構成しておりますので、全ての機能が150万都市ですから、この辺の場合はもう福岡市が中心として医療、教育、雇用、ほとんどを集約してるわけですから、今申しましたようにこの辺では定住圏自立構想ではなく、今やってる福岡都市圏の広域圏でのいろんな協議会、事業をやっておりますのでこれがそれに、有田議員がおっしゃるような定住圏にかわるものだと私は思ってます。実際そういう形で今広域行政もやってますので、糟屋地域でちょっと無理じゃないかなと思ってます。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 実はかつては合併問題とかありました。それでですね、例えば私のところの町とよく似てるのが築上郡上毛町というところがあります。そこはなんで似てるかっていうと日豊本線に接してないんですね。そして豊前市それから吉富町、築上郡吉富町、そして築上郡上毛町そして中津、大分県の中津、これ県境挟んでいわゆる交通問題で、定住自立圏構想をまずはやろうとおっしゃってる。うちもよく似てるんですよ。そこで助かってるのは、築上郡の上毛町ですよ。上毛町は、今言いましたように日豊本線に接してないから、JRの駅がないんですね。だから、上毛町が中津いわゆる大分県ですよ、大分県の中津駅それから吉富町、吉富駅とか豊前の宇島駅、ここにお願いされて、そりゃ上毛町さんも大変だろうと、そういう交通アクセスがなければということで、この近隣の市町村がですね、いわゆる上毛町に手を差し伸べている。そのことによって、デマンド交通とか乗り合いタクシーとか、こういうのを盛んにお互いが利用できるような方法でや

ってるというようなことなんですね。私は今回は特に交通問題についてですね、これを考えたかどうかということをおちょっと訴えていきたいこう思いますね。今の清永議員に大変迷惑かけておりますが、広域道路網整備でですね、隣町の篠栗町と一緒に考えていきたいのがここあります県道猪野篠栗線ですね。県道猪野篠栗線の久山側と、JR篠栗駅の間ですね、篠栗北交差点というのがありますね。ここがあ交通渋滞問題でですね、非常に問題になってるようですね。先日も同僚議員が質問されましたけども、そのことによって、イコバスが定刻どおり篠栗駅に着くのか、あるいはJRの乗り継ぎが支障なくいくのかと、こういった問題もありますし、そして同じ篠栗町にですね、和田住宅団地というのがあります、ここにですね。この和田住宅団地にですね、はどういうことかっていうと、ここへ原工場団地っていうのがありますして、ここに例えば運送会社あたりの車、大型車あたりがここを盛んに通ってるわけですね。あるいは、ここに勤務してる方の車がここ頻繁に通ってる。篠栗町側の問題ですけども、ここに通学道路とか横断歩道があります。やはり、ある意味では久山町にある企業のいわゆる極端な言い方で申しわけないけど被害だと。というのが以前ここに蒲田池というのがあるんですが、そのそばでその年の100人目の死傷者が出たという地域でもあるわけですね。そこでですね私は言いたいのは、例えばこの交通問題を解決すると同時にですね、ここC&Cセンターの出入り口そばに高橋池の横に急カーブがあります、特にC&Cセンターから出るときこれがものすごく見通しが悪いわけですね、こういった問題を解消する。そしてそのためには猪野篠栗線と並行にですね、ここにですね、ぼた山があります。ぼた山とか、これを真っすぐ突ききって、この201号線に接続するような新設道路を作ればですね、そういう問題が解消できるんじゃないかと。1番高いところでもですね。夢家の玄関口ぐらいの高さですよ。そして、ぼた山跡ですから造成もしやすい。そして、ここの急カーブも、高橋池の急カーブも解消できます。それから、都市計画道路高橋原線を早期完成すればですね、今、上山田藤黒地域で新しい道路建設のためにも図面を取りかかっていますが、この道路が完成すれば古賀二日市線のバイパス的な要素になろうと思います。そして将来は新宮須恵線になるんだろうという気がします。そうなるますますこの猪野篠栗線は交通量が大きくなって、だからこれは整備をしなくちゃいけないだろうと思います。そこで私はお尋ねしたいのは、篠栗町と共同でですね、広域道路網の整備をしたら、取り組んだらどうかと思うんですがその点はどうでしょうか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） はい。わかりました。有田議員がおっしゃってるのは、いわゆる国がいろいろ支援してる定住自立圏じゃなくて、公共交通を主とした広域連携の計画をしては

どうかなということだと思います。今おっしゃってる、特に今回コミュニティーバスをJ
R篠栗につなぐようになったんですけれども、201号線バイパスのあそこの篠栗北の交差
点っていうのが非常に渋滞を起こすということで、今議員がおっしゃるようないろんな
やはり案というのは、旧来からあってる問題でございますが、確かにそういう道路が貫通す
れば、いろんな交通事情というのは改善されると思いますけども、一朝一夕にはいかない
問題ばかりだと思います。特に旧カンカン越しについては、そういう声も、以前は篠栗、
久山、特にカントリーエレベーターのときにですね、そういう声が上がってた、熱もあっ
たらしいとは聞いてますけれども、今あの篠栗町さんのほうもそこに関しては余りこう、
そういう熱い思いは持ってないという状況にあるので。そういう事情をですね。やっぱり
高まったときに、やっぱりこれはお互いで協議していくことになろうかと思えますけど
も、今すぐこれをということはないけれども、当然これについては、隣の篠栗町のほうに
もですね、トップ同士で話はしていきたいと思えます。現状では、やはり今の猪野篠栗線
というものを活用することになりますけれども、前日の質問にもお答えしましたように、
篠栗町とはいろいろやりとりしながら、交差点の信号の時間延長とかですね、また篠栗町
さんが今度企業団地をされる中で、右折帯が今まではけないというのが大きな原因の一
つにもあったからその右折帯が手前のほうで今度は、201号バイパスに行ける道という用途
を持ちますので、その辺のやっぱり状況も見ていく必要があるんじゃないかなと思ってお
ります。それからイコバスについては、いろんな渋滞等を考慮してですね、何度も試験を
やっています。全体的にその10分を超えるようなですね、特別のことがない限り、そこで、
時間のロスが出るということは、テストの中では出ておりませんので、そういう状況を今
の公共交通、今回4月1日から行う公共交通については、状況を見守りながら、今議員が
おっしゃった分については当然考えていくべき道路線だろうと思えますので、原高橋線も
含めてですね、そういう計画については、協議するところは協議をしてまいりたいと思
います。

(3番有田行彦君「はい。清永議員ありがとうございました。実はですね定住自立」と呼ぶ)

○議長(阿部文俊君) 有田議員。

○3番(有田行彦君) 定住自立圏構想につきましては私もほかに医療とか福祉の問題、ある
いはスポーツ施設、特にスポーツ施設につきましては先ほどの中津市の隣、豊後高田市と
か宇佐市とかあります。そういうところにですね、スポーツ施設、土地があるからスポ
ーツ施設を造ろうと。その代わり近隣の市町村がお金を出し合うと。そして、3町、3市
で、3自治体で自由に使われる市民の運動公園と、市民の森だというようにすると。そし

たら、1自治体だけにいわゆる金銭的な荷がかからないと、そういうふうなやり方もしてらっしゃるところがあるようですね。それから福祉の問題にしても、あるいは今言いますと医療の問題にしてもされてると思います。今回は篠栗町との関係でございますので、2回目に篠栗町はコミュニティーバスあすなろ号が運行されてる中でですね、久山町のエコバス篠栗町乗り入れ運行に協力していただいている。これはありがたいと私も思っております。そこで、先ほど言いましたように、久山、篠栗町と共同で広域道路網整備に取り組んだら篠栗町が篠栗町和田住宅団地や交通渋滞の問題など、篠栗町が抱えてある交通道路問題解決への協力にもなると考えております。先ほどちらっと町長から前向きなお言葉をいただきましたけども、いわゆる篠栗町がエコバスの運行なんかをこうして受け入れていただいていると。そういう事実に対してやはり久山町もやはり篠栗町に何かの形でやっば協力する必要があると思うんですが、その点どうでしょう。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） はい、当然ながらお互い今現在も糟屋地区、都市圏だけでなく、糟屋地区全体でお互いの広域行政つちゅうのは、いろんな面で協力し合いながらやっております。特に隣接町、新宮さんもそうでしょうけど篠栗町とは今回、コミュニティーバスの乗り入れをご了解いただき、まあお互いですね、相互メリットがないとできないわけですから、大変篠栗町さんは快く駅前ロータリーの乗り入れまでも了解いただきましたし、それに応えるためにも私たちは、篠栗町さん、住民の方が久山町のエコバスを利用できるように、同じようにやっぱりワンコインでトリアスまで行ってもらえるとかですね、篠栗町が希望されるバス停にコミュニティーバスを停める、そういうふうなお互いこうメリットをですね、やり合いながら今回もさせていただいています。ですから、そういう隣接町との協力がお互い相互メリットがあるならば、いろんなこともこれからも進めてまいりたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） わかりました。篠栗町内にエコバスのバス停が2、3カ所できるだろうと思います。同じ料金でそしてやっば篠栗からの高校生もおいでになります。特に高校生あたりの待遇あたりはやはり久山町の高中生と同じような待遇を考えていらっしゃるだろうと思いますけどもですね。そういう状況の中で篠栗町も、町長言われるところお互いさまというところで協力されてるということで聞けば私も安心します。でないと、何かこう篠栗に行ったとき肩身の狭いような思いがしますんでね。それでぜひやっばそれは考えていただきたいと。それでコミュニティーバス、エコバスが篠栗町へ乗り入れることになったと。これを機会に隣町粕屋町、新宮町へ乗り入れることができればJRやら高校、総

合病院などがない久山町にとっては発展を促進する要素になると考えます。一つ、これからの問題かもわかりませんが、両町への働きかけもよろしく願いいたします。特に粕屋町はJRの駅が6カ所、粕屋署、それから中部消防署、JA本社、やすらぎ会館や魁成高校があり、地下鉄空港線と長者原駅の接続の話も出ております。ある県議の激励会のときにそれを盛んにおっしゃってましたので、われわれも期待しております。10万ほどの署名が集まったと。できたら久山もその署名運動に協力すべきではなからうかと思えます。そこで、新宮町のコミュニティーバスマリンクス号や篠栗町のあすなる号が相互乗り入れできるように考えたらどうだろうかと思いますが、その点どうでしょうか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 篠栗町のあすなる号ですか。

（3番有田行彦君「あすなる号、コミュニティーバスご存じないですか。通称で私があすなる号といたしましたけども」と呼ぶ）

私が認識してる範囲では篠栗町さんはコミュニティーバスはないんじゃないかなと。福祉バスは出されてるんですね。だからちょっとうちの場合と違うと思います。それから、粕屋町とか新宮町さんとの連携をしてはどうかと。やっぱりお互いのメリットとそれから費用対効果を考えて、それが成立するならばお互いやりましょうということになってくると思います。今粕屋町とはそういう話はないんですけども、新宮町とはですね、すぐ町境までコミュニティーバスを新宮町も運行されてますので、まあお互い特に両方とも大規模商業施設あたりを持ってますので、町民の方の利用はメリットがあるんじゃないかなという話まではいってますけれども、今現在、まだ新宮町さんが、トリアスまで延ばしていいですよというところまではいってない。やっぱりわずかな距離でもそれを延ばすことによって、やっぱり運行会社にとってはものすごく人件費の負担とか、ダイヤの問題とかいろんな諸問題があるようであってですね。これについては引き続き新宮町と協議をしてみたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 先ほど篠栗町にコミュニティーバスあすなる号って言いましたけども、要するに私が言いたいのはあすなる号がもしこっちに乗り入れると、コミュニティーバスだったとすればですね、乗り入れることができれば、久山町の皆さんの交通利便性も高まるし、また、イコバスへの委託料もいくらか減るんじゃないかという期待もあるものですからね。ぜひ新宮町のマリンクス号が久山に乗り入れることができればですね、それこそ新宮高校とか行ってらっしゃる方は非常に喜ばれると思いますよ。新宮高校にかつて行っ

てらっしゃる先輩とか、今行ってらっしゃる方は自転車で行ってるとかそういう姿を見ますんでね、ぜひやはり新宮町と協議を前に進めていただきたいと、こういうふうに思います。そこで今度は粕屋町のことなんですが、粕屋町の町会議員の方が近隣と連携しながら、糟屋地域の一体的な取り組みを発展させるために定住自立圏共生ビジョンを立ち上げ、広域道路網や高齢者等の増加により糟屋地域を超えた公共交通の整備を考えたかどうか。また、粕屋町では他町のコミュニティーバスの乗り入れをどう思うかの質問を粕屋町の町長にされました。質問された粕屋町の町議の方は久山町のことを心配して久山町が希望するなら乗り入れてもいいんじゃないかと話されています。町長はどういうふうに受けとめられるか。私は粕屋町町議の方の発言は本当に心強いものだと思いますが、その点どうでしょうか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） まず、定住自立圏構想というのはちょっとですね、私ちょっとそれは勘違いするんですよね、そう言われると。定住自立圏構想は粕屋町にしる、もうこの福岡都市圏の各市町村は、特に久山町を除いていろんな生活機能はもう充実してますので、あえて定住圏自立構想をそこで作ろうとするとどうしても福岡市を中心として、いろんな生活機能をやるような構成になると思うんですけど、それはもう既にやってますので、粕屋町の町長さんがどういうお答えされたのかわかりませんが、今の乗り入れをしてもいいよということなんですけどね。声が出ているということなんですけど、乗り入れはよほどのことがない限り、例えば、久山町に粕屋町さんがコミュニティーバスを乗り入れさせてくれないかと言われたら、別段私も拒む必要はないと思います。問題は誰がその負担をするかということなんですよね。だから久山町で全てを負担して、新宮町、それから粕屋町さんのコミュニティーバスと久山町の行き来をやろうとしたときに、じゃすべて久山町で負担をすることができるかと、これはちょっとやっぱり無理じゃないかなと思いますよね。だからやっぱり費用対効果を考えるならば、今は久山町としてはJR篠栗に町民の皆さんの足を、もうそこに、一個所に集中することが一番費用対効果も生まれるんじゃないかなと思ってます。もし先ほどおっしゃったいろんな地下鉄とかが粕屋町に機能が集中するならば、そのときにじゃあ篠栗じゃなくて粕屋町さんのほうにやるかとかそういう話は議論は出てくるかもしれませんが、今の段階で篠栗も新宮も粕屋というのは、これはちょっとやっぱり費用的な問題を考えると、効果的ではないんじゃないか、また現実的ではないと私は考えております。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 定住自立圏構想の考え方は、ここ置いておきましてね、粕屋町とか乗

り入れることができればですね、久山町民が非常に助かると思いますよ。今さっき言いましたように魁誠高校、それから、やすらぎ会館とかよく足を延ばすところですよ。だから、これは久山町がお願いせないかん問題と思うんですよ。粕屋町から乗り入れなっせとかそういう問題じゃない。久山町が助かる、町民が。魁誠高校やら行ってる人ややすらぎ会館あたりで葬儀やらあるときは助かりますよ、久山町民は。これは久山町民が助かるようなことを行政は考えていかなくちゃいけないんです。定住自立圏構想が、どうだこうだが先じゃなくて、この、今言いましたように、交通問題をクリアできるような方法を考えていくのが私は行政の責任だろうと思います。そういう意味からすると、せっかく粕屋町の議員の方が、それはよかばいと、それは久山町もやおなかろうって言ってくれてるんですからですね、やはりそういうことについてはやっぱ前向きにやはり町長のほうから箱田町長あたりに声をかけられてですね。実はってというような形で声をかけられたらいかがでしょうかね。先ほどから言うごと一番助かるのは町民ですから。

では次に、次の質問にふるさと納税についてちょっとお尋ねいたします。ふるさと納税、私も非常に期待しております。30年度も1年たつがふるさと納税の現状はどうでしょうかね。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） お答えします。

ふるさと納税の1月末の実績額は6,469万円になっています。2月末での今現在の申し込みではおよそ6,900万の状況になっております。

以上です。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 極端にはないですけども、少しずつ増えてるということは頑張られたという証拠だと思いますが、ところが30年度歳入予算でふるさと寄附金は1億円計上されてますね。そうすると歳入が足らなかったってことによって、歳出予算、事業への影響とかどういうふうにか考えられますか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 歳出と歳入というのは必ず変動するものでございますので、歳入欠陥が出た部分は、その他の一般財源で補う形になってまいります。だから組んでる予算、支出予算、現行の予算ができないということではない状態でございます。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） どうも31年度の予算を、当初予算を見てますとね、これから議会でいろいろ審議されることだと思いますが、町債が5億5,000万。昨年より2億7,000万ばか

し増えてますよね。私はその前の年が町債が公債費より少なかったから、健全財政に向かったの取り組みかなというふうに期待しとったんですけども、今回の財源を見てみますとそういう財源だと。いわゆる町独自の自主財源がですね、いわゆる世の中で言う金はいくらあってちゃ邪魔にはならんということですから、ふるさと納税あたりが増えるということについてはですね、これは前向きにひとつこれからも頑張っていたいただきたいと思っております。そこで久山町民が町内本社企業や他自治体へ寄附された場合による住民税、所得税、法人税、法人住民税への影響について、住民税等については決算時期でない金額がわからないでしょうが、どのように受けとめられるか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 最終的にはまだ納税の決算は出ませんので、申告が終わらないと、状況というのは金額等はわかりません。これについての影響についてどう思われるかということですけども、あくまでもふるさと納税というのは個人が自分の意思でもって、他の自治体に応援しようという、そういう制度でございますから、これについて首長である町長が意見を述べることはない。ただできるだけなら、他町に金を流さないでいただきたいというのが正直なところでございます。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 私はですね、これは二重の問題があると思うんですね。久山町民が新宮町に寄附した。そうするとその人の住民税や所得税が減額されるんです。町に久山町に入ってくるべきお金がですね、それだけ入らない。いわゆる、要するに泣き面に蜂という言葉はありますけどですね、二重にお金を取られてるという感じです。その人たち、一番肝心なのは、その町民、寄附された久山町民のですね、行政サービスもしなくちゃいけない。ほかの皆さんと一緒に。そしたら、おれは住民税はきちっと、所得税もきちっと、今申告時期になっておりますけども、きちんと申告しよるばいと、あなたどげえしようとなと、いや向こう側に寄附したらこっちの久山町の住民税・所得税が減額になったやなど。こういうところがやっぱりしっかりやはり目を通していかれる必要があるんじゃないかという気がしますね。私が一番心配するのがですね、熊本あたりでの災害のときに、これは日本人のいいあれだろうと思いますがどんどん寄附された。これはありがたいことだろうと思えますよ。しかしその寄附をされた方が、自分が住んでるところの住民税やら所得税が減額でもされたらですね、これは二重三重に寄附したような感じになると。どころか一番考えられないかんのは自治体の行政者というふうになるうかと思えます。そこで、隣の新宮町はですね、30年度はふるさと納税は自主財源確保のために大きな原動力になっている。30年12月現在21億円になったとのこと。31年3月、今月ですね、まだ増えると予想さ

れてる。どう受けとめられましょうか隣町のことから。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） まず、最初におっしゃったですね、町民の方がよそに寄付されると二重三重に久山町も打撃を受けると。これがふるさと納税の制度なんですよね国の。だからこれをとやかく言うことはできませんけれども。ただ、それを有田議員がおっしゃるならば、今言ってるふるさと納税をもっともっと増やせというのは、ちょっと矛盾するのではないかなと思うんですよね。結局今久山町も今年7,000万円ぐらいのふるさと納税があります。恐らく、久山町から出ていくお金はそれの半分にも満たない。ということはよその自治体に、うちもですね迷惑かけてるということ。だけどこれがふるさと納税の制度ということはぜひご理解いただきたいと思います。ですから、よそからもらってよそには出すなということは私はやっぱり町民の方には言えないということですね。それから、新宮町さんは確かに糟屋地区でも群を抜いてふるさと納税額が多い。これは一つはやっぱりやり方、組織の問題。あそこはおもてなし協会というまちづくり団体がすべてを取り扱ってそれだけにやっぱりいろんな人件費もいろんなものをかけてますから、実際聞くとところは2割程度が実質の実入りだろうということをおっしゃってますけれども、それにしても、有田議員がおっしゃるように、町にとっては、大きく交付税にも響かないいい財源だと思います。ですからそういう意味ではある程度の、うちは1人職員が別の仕事と兼務しながらその対応をやってますので、とても新しい、新宮町さんみたいにもともとは海産物だったのを今度は農産物の商品をしようとかですね、みかんとかイチゴとか、やっぱりいろんな工夫をされてありますので、そういうのが非常に効果が大きいということと、うちは2割還元ですけど、新宮町さんは3割還元をしてる。やっぱり皆さん返ってくる実が多ければ多い方にされる。うちはやっぱり本来のふるさと納税の趣旨を尊重して2割ぐらいに抑えたところがありますから、それを増やしたほうがいいのかですね、3割すれば恐らくもっと増えるんじゃないかなということもあります。ただ、今回、国がいろいろ見直しを非常にこうゆるかった部分を厳しく指導するようになりましたので、その辺を見ながら、うちもそういう、上げろうとすればやっぱり専属部署を作って何人か人を置いて、やっぱり商品を作っていないと、恐らくそれを上げることは無理じゃないかなと思ってますのでいろんな面で検討をしてみたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 町長からふるさと納税の解説をいただきましてありがたいと思っておりますが、ほかの自治体のことを心配するどころの問題じゃないですね。例えば大阪の岸和田市あたりなんか200数十億というふるさと納税が入ってきてますよ。それで、新宮町

では、新宮町のふるさと納税寄附額は30年12月現在21億、31年今年の3月になるとまだ増えることが予想されると。新宮町の町税は45億円、ふるさと納税は町の税収の43%に匹敵する。またさつき町長も言われましたが、ふるさと納税が増えたから交付税が減るということはない。ちなみに新宮町の普通交付税は5億円。今年久山町はいくらになっているのか私のはっきりわかりませんが恐らく3億台だろうと思いますが。ちなみに新宮町の普通交付税は5億円、久山町でもふるさと納税寄附金は町の自主財源確保にも大きく貢献できると考える。町は返礼品とともに生活習慣病久山研究や国指定首羅山史跡事業、さくら祭りやかかし祭りなどの事業を積極的にPRし、また、同窓会事業等を考えたら、私もできることがあれば協力していきたいと思います。要するに極端な言い方をするとお金はいくらあつたっちゃ困らんという、しかもひもつきのお金じゃないんですね。今町長も言われたごと。ふるさと納税の寄附金がどんどん上がる、そしたら、一方では交付税が減るとかそういう問題じゃない。自主財源、本当の自主財源ですよ。それで新宮町はそのうち5億ほど、学校建設のため使いますとかいうことなんです。だから何もほかの自治体のことをなんも町長は心配さっしゃれんでいいですよ。一番心配しなくちゃいけないのが久山町のことです。久山町は寄附金を頑張って少しずつ上げておられると同時にですね、先ほどから言いますように町民の住民税、所得税を減額していかないかん。そしてなおかつみんなと同じような行政サービスまでせないかんですよ。ほかの自治体の心配する時間もないですよ。はっきり言って。じゃあその間どんどん久山の人が新宮あたりに寄附される。そういうことになったらとんでもない話ですよ。今ここでは9月議会でないとわかりませんがね。その点ちょっとふるさと納税については、もう一度お話ししたいと思って、次にまいりたいと思います。

次は、継続中の事業の今後と資金についてお尋ねいたします。総合運動公園、オリーブ事業、中学校給食、首羅山事業など、その他継続している事業があると。10月に行われた外部評価委員会での総合運動公園事業については厳しい意見であったと考える。国の補助金確保など財源が明確でないなどの意見で今後の事業については、町長・議会がもっと強く責任を持って決定すべきとの意見。またオリーブ事業については、投資事業は見直したらどうかとの意見が多かった。町長はどう受けとめたか。この2事業は今後どうするかをお尋ねします。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 総合運動公園の件については昨日もお話ししましたけれども、行政評価委員の方がおっしゃったのは、事業認可が平成31年で終了することになってるので、それ以後続けようすると、いわゆる交付金財源がない中でどうするのかということで、財政

を心配されておっしゃった意見でございます。ですから、今現在事業認可の延長を国・県と協議をしてきちっとですね、私は延長は認めていただけるんじゃないかなと思ってますし、その交付金制度の中で、期間延長して整備をしていく。これについては評価委員の方も、意見はおっしゃらないと、そう思っております。それから、オリーブ事業についてはもう前回皆さんと、議会の皆さんと協議をして今後の進め方というのは、議会からもきちっと整備するところは整備して、きちっとしたオリーブを育てなさいという激励をいただきましたので、それに沿って今後も新しい平成31年度は、今の草場のオリーブ園の排水というのを、もうこれだけは最低やらないとオリーブが育たないという専門家の指摘も現地を見ていただきましたので、それはきちっとやって、あとはもうできるだけ経費を抑えながらオリーブの育成を図っていきたいと思っております。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 確かに総合運動公園につきましては、一番頂上まで道を造らせてくれと。それから見直したいというような言葉をされていたようでございます。私自身もですね、今現在国の交付金31年度、計画では1億5,000万円を計画されてた。しかしながら、31年度当初予算は、国支出金は5,000万、一般財源からの繰入金は6,466万ですね、一般財源を使われるお金は。もう完全にこれを数字を見るとですね、国から言い方がどうかはわかりませんがですね、国から2階に上がれ上がれ言って上からさせられて下からはしごをはずされてるような感じがします。財源上町長が言われるごとに見直す必要があると、これは思います。

それからオリーブ事業につきましては、オリーブ事業の平成30年度支出予定は約477万、平成31年度の当初予算オリーブ栽培事業は2,747万、規模を縮小してしっかり説明できる計画書を作成していくとのことだったが、30年度より5倍以上の予算はちょっとはっきり言って理解ができません。これはまたいろいろ今から説明があろうかと思いますが、まず3月に委託契約が切れる九州オリーブ協会とはどうするのかとか、あるいは昨日の同僚の質問、質問議員の答えの中でですね、専門家の話を聞いてっという話でしたが、議会にもそういう専門家の話を聞く場を設けていただきたいなと思っておりますが、その点どうでしょうか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） はい、オリーブ事業についてはこの予算計上してますので、委員会等で詳しく説明をさせたいと思います。それから30年度の数倍とかですね、これは先ほども申しましたように、今のオリーブの状況ではやっぱりどうしても一番肝心なのがやっぱり排水だということを専門家から指摘も受けたところで、これだけはやる必要があるという

ことで全協の中でもご理解いただいたと私は思っています。ですから、設備投資ですから、当然金額がちょっと増えるのは一時的に増えるのはこれはもうどうしようもない。これだけはやっぱりご理解いただいてですね、通常の維持管理は極力そういう形で抑えていきながら、やろうということ考えてますので、この辺はですねご理解いただきたいと思います。それから、専門家についてはこれはまた、そういう議会のほうから要請があれば当然ご相談はできると思っています。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） ちょっと質問のお答えが一つはずれておりました。九州オーリーブ協会との今後。

（町長久芳菊司君「失礼しました」と呼ぶ）

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 九州オーリーブ協会は長年ずっと指導していただきましたので、今年度30年度をもって終了という形にしたいと思っています。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） それでは、次の事業に移ります。

首羅山事業ですね。首羅山事業について平成27年から33年までを第1期整備期に位置づけ、ガイダンス施設に取りかかるとの説明であった。また平成27年8月7日、第1回意見交換会があり、その後9月4日、10月2日と3回あり、ガイダンス施設の屋内屋外の施設の敷地建設面積などの説明があったが、現在考えてある敷地建設面積は変わっているようだが、当時の意見交換会のメンバーには説明はない。どうなっておりますかね。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 町の事業を進めていく中でいろんな検討をやってるわけですし、町民説明会という形、意見交換会というの現場のほうで担当がやったことだろうと思いますけど、それをそのまだ、やっぱりその知らせていくのはやっぱりわれわれとしては議会のほうと協議してやっていくわけですから、一部の方にそういう形で説明をしていくということはちょっと、ある程度時期をきちっと考えてやっていくべきことだと思うしですね、あくまでも町の事業というのは、議会と議論しながら議会の予算の中でやっていく形で当然計画の変更はありうることでございますから、その規模が小さくなったから意見交換会の時にそれを伝えていく、そこはどうなんだろうかね、次のそういうメンバーの方にお知らせすることも当然担当の方からあると思いますけれども、筋としては、それはないんじゃないかなと思っています。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） この意見交換会は3回やったんですよ。1回目は役場、2回目は猪野の千人館、3回目は役場。これ夜間にやったと。これ公募されたんですね。こういう意見交換会があるから出席されませんか、参加されませんかと。そこでですね、いろいろ意見を、委員さんに絵を描かされた。私も描きました。こうしたらいい、こうしたらいい、建物の間取りはこうしたがいいとかそういうことをしたんですよ、現実的に。それはもちろん費用弁償やらいただくわけじゃないんですけどね。そういうふうな意見交換会でした。

次にはですね、久山中学校の弁当給食。久山中学校弁当給食については弁当希望者を募るとのことだったが、希望者は何名になったか。また、1月24日の工事入札、中学校弁当保管室新設工事費約3,520万円は、希望者の人数が決まった後にすべきではなかったろうかと思いますが、その点どうでしょうか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 教育長から回答させます。

（教育長安部正俊君「中学校の」と呼ぶ）

○議長（阿部文俊君） 手を挙げて言ってください。

教育長。

○教育長（安部正俊君） 中学校のランチサービスの件でのご質問だと思います。弁当保管庫の建設で計上しております。工期についてもお知らせをしていたところですが、工期が若干業者の都合で延びるところもありまして、まだ誰が希望するしないの調査はまだ行っておりません。年度明けて、生徒の入れ替わりがあってそこから調査をする予定でございます。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 私はですね完全給食を目指すというところの考え方で出発した中学校給食だったと思うんですね。それで何で弁当給食になったかということもちょっとよく理解はできませんけれども、一つ生徒とあるいは保護者がよく理解できるように説明は十分にされたがいいと思います。

次に、その他の事業で空調設備ですね。小学校、中学校の空調設備について空調設備業者は決まったが、空調設備の点検、修繕、フィルター清掃や緊急時対応業務等維持管理が発生します。民間資金等の活用による公共施設の整備等の促進に関する法律ではコスト削減を図るためにPFI方式を導入を研究したらどうかと私はと思いますが、その点いかがでしょうか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 今のところその検討は考えておりません。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 実は先月の臨時議会のときに両小学校、中学校の空調設備工事費当初2億2,000万円計上されておりましたけれども、実質的には1億9,500万円に工事費がなつたと。そういうことですね。そこで、私はちょっと町長に、止められましたけれども、地方債1億8,130万円を組まれたときは2億2,000万の予定で組まれとつたんですね。この1億8,000万円はもう、変更したらどうかというのが私の考えですが、どういうふうになっておりましたかね。

（町長久芳菊司君「ちょっと質問の趣旨がわからない」と呼ぶ）

あのですね、当初空調設備2億2,000万、工事請負費組んであつたんですね。それが今度入札されたら1億9,500万で済んだわけですよ。2億2,000万円のとくにですね、地方債が1億8,000万ばかり組んであつたんですね。それと国支出金が3,321万、それと一般財源から980万。ところがもうこの金額は要らないんですよ、1億9,500万円になったから。だから、地方債も少なくしたらどうかと。そうせんと地方債も利子やらついたり、どうせ返していかないかんからですね。そのことをちょっと先の議会のとき言うたけども止められましたので。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 工事予算はそういう形で上げてつてですね、実際入札にかけると入札額が下がりますから、その執行残が出てる、今はそういう状態ですので当然起債の額も見直しを行います。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） ぜひそれは起債の金額は見直すべきだと思います。それがもう今既に発生しとれば恐らくもう利子がつきよると思います、1億8,000万に。だけん発生しないように一つ変更していただきたい。

次に、上久原土地区画整理事業についてお尋ねいたします。土地区画整理事業が延長になって、今年の3月31日をもって事業終了と聞いておりましたが状況はどんな状況でしょうかね。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 昨日ちょっと議員の質問にもお答えしたようにですね、なかなかやっぱり細部の諸問題が地権者との関係等ですね、課題が終了しないという状況で、平成31年の2月14日に行われた総代会で事業期間を2年間延長するという決議を行ったということで、現在、県に対して事業計画の変更手続をされてるという状況でございます。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） その変更の理由がですね、私は資金不足になってるんじゃないかという気がいたします。事業が延びた変更の理由は未工事個所の工事費用ができないためではないかと。事業当初町から助成金約4億円出してますね、助成金。そして、そのほかに26年度までに2,930万円支出してる。組合を町が指導するということで今後町の監査対象にはならないか。また不足分の事業費を補てんするため、町をはじめ組合に対し再減歩や付加金の徴収による金銭的目的の発生は考えられないか。土地区画整理事業の特徴は金銭的負担を強いることなく、資金を確保することが可能な点からもすぐれた仕組みで事業費が不足してしまえば、新たに補助金を支給されるという仕組みではないと考えるが、要するに資金がないとではないでしょうかということ強くお尋ねしたいんですが。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 区画整理はおっしゃってるように資金の組み立ては保留地処分金、あるいは国・県の補助金、町の助成金とかですねそういう形でやる。基本不足分は全部保留地処分金で賄えるというような形での事業計画を組んで実施してありますので、資金不足ということでは伺っておりません。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 本来からいうと今までのうちしとかなくちゃいけなかったのは、町が4億円当初から助成金を出してる。そして26年までに2,930万円助成してる。こういう助成してる団体については町は監査しなくちゃいけないだろうと思うんですね。町の監査を入れる必要がある。それを今までしてなかった。それで、延ばしたりすることについて疑問があるわけですね。そこで、再減歩とか付加金の徴収とかいうのはどんなふうですか、町長の考えとしては。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 上久原の土地区画整理組合に町が5億円とか4億円とか補助金出すると。これはあくまでも負担金でございます。国・県がやる中でのですね。ですから、補助金とはちょっと違うということですね。だから、監査の対象にはしてないということでございます。それから、追加する付加とかそれはございません。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） よくこの上久原区画整理事業については行政の指導とかいう言葉を聞きますんでね、私の考えとしては監査をしとけばですね、的確に指摘されるんじゃないかということでお尋ねしました。

そこで、次に、清算金を受け取る期間は換地処分の公告が終わっておりますのです

ね。清算金の額も確定し徴収が始まり清算金の徴収交付状況と町は組合から清算金約324万円を交付受ける予定になってるが間違いないか。いつの時点で受領するのかお尋ねします。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 清算金については、その金額で間違いございませんし、事業終了時に清算をされると思っております。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 話によると、あと清算金交付を残しているのは町だけだという話も聞きますし、組合員の清算金は交付は終わってるんだと。町のほうに町もそういうことになればですね、いろいろと協力してきてるんですから、交付金もらわれんようになったとかそういうことにならんように一つ考えていただきたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 清算金は、町だけじゃないとは思いますが。町だけが残ってるということではないと思います。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） そしたらなおさら清算金が払うお金がないということになるろうかと思えますんでね。清算金は換地処分の公告後5年以内っていうのはあるようでございますので、これはぜひやっていただきたいと思います。

次にお尋ねいたしたいのは久山町が施工しなくてはならない工事は終わってるかと。また久山町所有の土地について組合の整備工事は終わってるか。この点ちょっとまずお聞きしたいんですが。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 町が町事業としてやる分はすべて終わっております。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 今ここに私地図を出しました。これ町長の自宅がここで安楽寺の前、これは町道ですね。ここいらへんにぽこんと出たような形になってます。私安楽寺の門徒でございますので、門徒さんのほうから有田さんここは町道やないとな、こういうぽこっと出た障害物があったら危ないっちゃんいな、交通事故やらなったらどうするとなというふうな話でした。現況ちょっと調べてみますと、この土地は町有地になってるんですね。え、なんで町有地やと。まだブロック塀もあり庭木もあるようなところをね、町有地にするわけなからうもんという話ですよ。いわゆる町道に認定するためには寄附採納を受ける。寄附採納受けるときにはいろいろ条件つけるはず。道路側溝を作りなさい、アスフ

ァルトをせんでちゃ道は幅はこんくらいですよとか。これをですね、残したまま町道に認定したら、私はおかしな話になりますが、この件については町がしなくちゃならないのか、組合がしなくちゃならないのかちょっとその点をお尋ねします。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） その絵がちょっと異様に見えますけれども、これが区画整理事業なんですよ。区画整理事業というのは、組合が認可されて事業が認可されるとすべての土地が真っ白になって地番がなくなって新たに地番設定を、事業計画に基づいて道を広げたりしながら再換地をやる。現在区画整理組合のほうでその今おっしゃってる安楽時の前の道路については、一定の広さの道路に拡大してると思います。それは計画に基づいて換地計画がもう既に完了したから、町の名義になってるんだと思いますのでですね、そういう状態は当然ありうる。事業は組合の施行によるものでございます。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 私が言ってるのはですね、これは町有地になってることについてのもので責任ですよ、町の。今さっきから言うごと交通事故が、これにブロック塀に当たったりやらして、交通事故が発生したときに、この土地の所有者誰かと。通常でもですね、そういう言葉が出ますよ。久山町ですと。それで念押しして聞きたかったのは町有地ですかと町長に聞きたいんですがどうでしょう。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 登記上は町有地でございます。だからといって、そこで事故があったからどうのこうのという問題ではない。これは事業が完了して初めて、町は組合もその道路を拡張されるということでございますから、そこは町に換地されてるから町がどうのこうということではないと思います。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 時間もそうありませんけれども、これは町有地であるということを町長今認められましたが、早くこの問題をそしたら組合あたりに片づけさせるようにしなくちゃいけない。ここで交通事故でも起きたら、いや、ここは町有地ですけど町は知りませんよて言えるかどうか。町長それはやっぱりしっかりと考えていただきたいと思います。これで質問は終わります。

○議長（阿部文俊君） ここで暫時休憩いたします。

10時45分から行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時30分

再開 午前10時45分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（阿部文俊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

4番佐伯議員、発言を許可します。

佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） 私は4項目質問をいたします。1項目めが、町の諸問題からみえる役場機構のあり方と題しまして、補助金目的外使用、町の選挙管理委員会の強要行為、町長による不規則発言について、2項目めが中学校ランチサービス導入について、3項目め久山道の駅事業予定地跡について、4項目目が土地開発についてでございます。

恐らくこれ全部終わらないと思います。また次回に回しても結構でございますし、今回は町の諸問題からみえる役場機構のあり方について、これだいたい時間かかると思います。ただ、恐らくこれ、町長がしゃべる時間というそんなにいらぬというふうに思っておりますので、簡潔で結構でございます。恐らく私がしゃべる時間のほうがこの1時間、1時間予定してはいますが大分長いと思います。といいますのは資料配布、今までだいたいこれで私自身も痛い目に遭いましたのでこれは口頭でその説明をする。そして時系列の経緯説明がでございます。それで時間を要するために、ちょっとそういうふうに私が圧倒的に多く長くしゃべることになると思います。

1項目め、これ町長に対してでございますが、補助金目的外使用、町の諸問題からみえる役場機構のあり方について。補助金目的外使用、1番、平成26年12月議会、町長・副町長、これ当時の副町長ですが、1カ月の減給措置が最終日になって上程・承認されたが、この実態は説明と異なりこれ不祥事ございました。その後の国の交付金減による町財政の減退、公共事業等への悪影響からみても到底この1カ月の措置は見合うべきではない。責任者は給与を返上すべきであろうというふうな項目でございます。本来でしたらここで町長に答弁いただきたいんですが、その前に検証事項が2項目ございます。それでちょっと時間をいただきたい、と言いますのは、これは検証事項というのは、その後の経営企画課の答弁、そして選挙管理委員会の答弁、これにかかわります。ですから、ちょっとしばらくこの二つの検証事項を紹介して、これが今回町長には答弁は少なくてもいいと言いましたが、次回また答弁をいただくような材料になると思います。ですからちょっと検証事項二つしばらくお時間をいただいて説明して、それから簡単でいいですから答えていただきたいと思います。

この補助金目的外使用1,984万円の返還、これは平成26年12月議会、これが承認をされました。そしてこの町長・副町長の減給措置も同じ時期でございます。同じ議会ござい

ます。しかし、この議会への報告の仕方、これに^{かし}瑕疵があったんじゃないか。そういうことで2点検証事項を紹介いたします。たくさんある検証事項のうちの今回二つです。町長は平成26年12月議会最終日、給与減給措置の追加議案提案理由の説明の際、責任の所在を明確にするための提案であり、責任は町長である自分にあると議場ではっきり言われております。今、議会会議録を持ってきておりますが、そこにも書いております。今回この1項目めの検証事項、ここでポイントになりますのは会計検査院、この決算報告書というのがあります。これは本来議会に提出されるべき資料、これが出てなかったということ、これがポイントでございます。どういうことか。この平成26年この会計検査院の資料、これは会計検査院のトップが安倍首相に対して11月7日、決算報告書を手渡した。すなわちこの11月7日以降、会計検査院としては公にこの不祥事等について会計検査院のこの検査内容について、これはオープンにしますよというそういった意思表示でございます。ですからここで不備・不祥事があった場合はここでしかるべき対処、自治体等やらなければいけない。関係団体はやらなければいけない。しかしそれが大きく遅れたというわけでございます。この11月7日以降、実は12月議会前、町長同席の全員協議会、これが2回行われておるわけでございます。まず最初がこれは11月14日、これは町長が公務があるということで1時間程度で退室しました。しかし、情報公開請求でこれ町長の公務を調べましたら入っておりません。公務は入っていなかったわけでございます。そしてそのあと11月25日の全員協議会、これは臨時議会の後2時間以上町長は同席しておりました。実はここがポイントでございます。11月25日、この会計検査院、このいわゆる解禁日ですね、解禁日から18日たっております。実は先日、会計検査院に電話して確認しました。ホームページにこういった決算書、これ久山町のですが、これが見れるのは大体2週間後だと、これは平成26年当時はっきりした日にちはわからないけれども大体2週間で載るということを会計検査院言っております。それはここに音声データがございますのでこれではっきりわかるわけでございます。すなわち、11月7日の全員協議会ではこれ解禁日でありながら資料はこれは、見れなかった。しかし、当然これは町長報告義務があった、していない。そしてそのあと11月25日は、今私の方見てます魅力づくり推進課長が同席してましたけど、これ見れたんですよ。世界中の人間が久山町の不祥事見れた。しかし、こういったもの、議会に対して全員協議会に対して出さないし、この不祥事があったということを一切言っていない。たっぷり時間はありました。まずこれが、この議会に対して報告する要件は整い過ぎてるぐらい整っていた。なのにやらなかった。それが^{かし}瑕疵であるということでございます。参考までに言います。久山町と同じように、国交省の補助金目的外使用を受けたのが当時の那珂川町でございます。平成24年でございます。金額は1,204万円、久山町よりも

金額は若干少ない。しかも補助金返還までは行ってない。この那珂川町にも私確認しました。平成27年の2月16日行ってまいりました。そのときの様子、音声データ入っております。まず彼らが考えたのは、これ議会に早く報告しよう、まず議会への報告を第1に考えた。そこでしっかりとこれは早目に報告し、そして、当時、平成24年度は11月2日が解禁日でしたが、その13日後、11月15日には実は担当委員会に対して報告会をやってる。これがその時の資料。情報公開請求で那珂川町、昨年になりますけれども、改めて市制に移行する前に開示請求しました。そうしましたら、この会計検査院のこの資料、これ編集してますね。そのものでない。しかしちゃんと添付している。すなわち、13日解禁日から経ってますけど、インターネットで見れるわけですよ。そしてもう一つ、会計検査院との経過、検査の経過、これも見せてる。これが、きちんとやってる町のやり方です。もう少し言います。そのあと12月議会に入りまして12月5日、今度は経営企画課が突然議案説明会の中で初めて議会に対して唐突に報告を行いました。そしてそのとき、資料は一応出ました唐突に。これでございます。木子里久山の家づくり、これのみでございます。那珂川町と比べてください。那珂川町も確かにこういった、違法といいますか、この不祥事をやった場所のこの図面があります。しかし、久山町にはこういった会計検査院の経過報告書もなければ、会計検査院のホームページからとった、そういったダウンロードした資料もなかったんですよ。世界中の人間が久山町の不祥事を知れる状況であった。しかも、そのときの口上、われわれ議会に対しての説明、ここに経営企画課の説明が会議録がございます。会計検査院との見解の相違、あくまでも事務手続上の過ちということでこれを押し通してます。この会計検査院のホームページから見れるこの資料と比べてみてください。温度差があるんです。まずこれが第1点。説明、議会への説明に^{かし}瑕疵があったんじゃないかということでございます。そして2点目の検証でございます。これも^{かし}瑕疵でございます。議会最終日突如減給議案が上程されました。これは議会で町長、副町長の減給議案、議論がなされなければいけなかった。久芳町長、当時の只松副町長の1カ月のみの減給措置議案。議論が、これ、されてない。これ実はわかるように私、これも会議録用意しました。何の会議録かといいますと、最終日に減給議案上程しますよというその朝の打ち合わせの会議録、そして12月12日、最終日当日朝の打ち合わせの会議録でございます。どこにもこれ減給議案の内容を言ってないんですよ。この初めてこの最終日に上程しますよという、その会議録、これ見ましても、局長が最終日に上程するって言ってるんで、何の議案ですかって私聞いてるんですよ。そのとき当時の議運委員長がこれ議運に掛けてみないとわからないという風に、そして言ってます。それで終わってます。そして議運に諮ってこの予備日を挟んで議会最終日、これがこの会議録。約6分半の間言ってないんですよ。そし

て、この議長から、当時の木下康一議長から議案第70号を上程し、提案理由の説明を受け、審議の上、採決を行う。誰が何の給与の議案なのか、それも話してない。単に特別職の給与についてということで、行政上の責任を明確にするためということしか書いてない。そして局長何か話ありますかというふうに議長が振ってます。しかし、当時の矢山局長は今日はありませんと言ってる。すなわち、議会に説明しなければいけない、この木下議長そして矢山局長が議会に説明してないんですよ当日も。議論を全くしていない。じゃあ議運ではどうだったかと。当時の議会運営委員長聞きました。そしたら、議運でも実はこの内容の審議をしてないんだということを当時の議会運営委員長がはっきり言っております。これでございますね、追加議案。内容見ても町長・副町長の減給議案で書いてないで特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部がうんたらくんたらと書いてます。で提案理由、行政運営に関する責任の所在がどうのこうのという、書いてあるこれだけなんです。全く審議しないで先ほど私言いました、議会最終日、町長が責任の所在を明確にするためにと。この責任は私にありますというまで誰も町長、副町長の減給議案っていうのはわからなかった。局長と議長はわかっていた。そういった状況の中でございます。ということは、かなりこれは^{かし}瑕疵があった。そして説明した経営企画課にもこれは大変^{かし}瑕疵があったということであるわけでございます。その中で町長にお伺いします。1点つけ加えます。そして、1,984万円の返還、これは精算返納金として一般のこの補正予算の中に組み込まれていた。しかし本来でしたら、不祥事ですこれは。不祥事だということは、専門家田口一博准教授のこの議場での説明でも明らかですし、いろんなこの情報公開で明らかになってます。証言で明らかになっております。ということは予算とは別に1,984万円をまたこれも追加議案として上げなければいけなかった、そういったこともなされずに、これはあつという間に可決してしまった。そういった中で今いろいろな財政的な減退が起こっている。中学校完全給食しようにも、完全給食するお金が足りない、予算が回せない。そして、西鉄バスの撤退、これお金だけの問題じゃないですけど、お金も大きな要素です。それは昨年私が西鉄本社に行きまして、先方担当者が久山町の運行負担金、これはもういっぱいいっぱいだということは言いました。そういった状況の中で、経済この久山町の財政に大きな影響を与えてる。それからしましたら、当時の平成26年12月議会にとった措置、町長、副町長のわずか二人合計21万円だけの減給措置だけでは見合わないんじゃないかと。そこで改めて責任者の方々は給与を返上することを、私はすべきであると考えますがいかがでしょうか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 詳しくですね、かなり前のことになりましたけれども、ご説明いただき

ましたけれども、結論から言って、この当時の木子里、子育て支援センターとして活用してはありますが、この地域住宅モデル普及推進事業の件につきましては、補助金返還という結果になったということで、当時、自ら私と副町長の処分を議会にお願いし、可決をいただきましたので、これについて私のほうからどうこう申し立てることは一切ございません。それから、一つだけ申し上げたいのは、このモデル住宅普及推進事業というのを活用して、久山町で当時必要だった子育て支援センターを建てたわけですが、これを建てたことについては町としては何ら目的外の事業ではなかったわけで、必要だからこの子育て支援センター木子里を当時建設計画をしたわけです。ただ、目的外だったのは、モデル事業であった補助金そのものが、この木子里を使用する際に当たって若干目的が違ってくるんじゃないかということで、会計検査の指摘を受けたからですね、それはもう会計検査院は省庁外れた権限を持つ機関でございますので、当時はいろいろわれわれも会計検査院とやりとりしました。補助金の目的通り建築も施工し、また条件であった7年間の利用については、子育て支援センターじゃなくて子どもたちの集まる場所として活用しながら、モデル住宅の趣旨であった地域の木材を使って産業振興という形で、いつ誰がおいでになっても視察ができるような体制をとっておったということで、当時、会計検査院のほうにもその申し立てはやりました。そういうやりとりをしながら、少し時間を経過したというのが状況でございます。ですから、子育て支援センターは必要だったけれども、残念ながらその財源として活用しようとした国の補助金には、要綱には一部そういう形で問題があるという指摘を受けましたので、それはもう、最終的には受けざるを得ないということで、補助金の一部、一部といっても大部分になりますけれども、返還したということでございます。不祥事不祥事ということで、一つのそういう問題を起こしたことに對して責任をとらせていただいたものでございます。

以上です。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） まあまたご飯論法ですな。要は、法律違反、交通違反、スピード違反と事故と、これをそのつもりはなかったと言っているのと同じでございます。そして、会計検査院のガイドブック、私ちょっと持ってきとったつもりが持ってきてない。会計検査院はそんなことは通用せんところでございますので。それだけ言っておきます。この件については町長いいです。答弁はいいですこれ。

では次は経営企画課にいきます。経営企画課は本当に担当課なのでしょうか。責任担当課でしょうか。国土交通省の住宅局、住宅政策課と私は情報公開請求をきっかけに約1年半細かくやりとりをいたしました。1年半の間に大体13、4回ですかね、これは13回分音

声入っておりますが、15回ぐらいやってる。あとはファクスでやりとりもやっております。大変いろいろな話も聞いております。細かくやり取りしました。そういった中で町が出してきた関係資料には不足がありまして、議会への説明も大分違ってるということはわかりました。そして先ほど私は経営企画課の議会への報告は、これは極めて不十分である、^{かし}瑕疵があるというふうに言いました。はっきり言って問題があります。会計検査院との見解の相違というのはこれ通用しません、はい。そして、国土交通省へ情報公開請求し、開示された資料。それをもとにですね、私は、国交省に町の責任担当課というのはどこか、再確認、調査をお願いしました。国交省の住宅局の担当者のお話ではもうこれは最初から最後まで、これは魅力づくり推進課であるというふうに答えました。もう一度それを調べてくれと言いましたら、わかりましたということで時間を、まず、それはなぜ魅力づくり推進課といいますと、最初にこれは平成27年4月14日付けで開示されました国交省の内部資料です。これにはちゃんと責任者久芳菊司、その横に鉛筆書きでしょうか、魅力づくり推進課というふうに書いてあります。そして、魅力づくり推進課から発信された文書もこれは開示されました。そういった中で町長は経営企画課が担当だということはずっと言ってきておるわけでございます。そして違法についてもこれは補助金適正化法違反そういった旨のこともこれ書いてあります。それは最近わかりました。当時私はこれはよくわからなかったんですけど、これは補助金適正化法違反を表すそういった項目もあります。そういった中で話は戻りますが、もう1回担当課を調べてくれと、町長は経営企画課だと言ってるがということで。それで電話をもらいました。平成27年の8月25日、ちょうど前日に町長が全員協議会でごく短時間ですが、目的外使用のことについてちょっとしゃべった時でございます。そのときも、ちょっと今見当たらんから、先日町長に渡しました31枚の資料、去年のちょうど1年前に渡しました31枚の資料にも入っております。これは担当課は魅力づくり推進課であると。そして、担当者は、これは西村職員であるということをはっきり書いております。それは町長もごらんになっておると思います。あれでしたらその音声データも出したいと思います。これだけこれは根拠を示している。そこであらためて経営企画課長に聞きたいと思います。これは本当に責任担当課は経営企画課でしょうか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） ずっとですね、佐伯議員はこの案件に関して、担当課は魅力づくりじゃないかということをおっしゃいますけれども、役場の機構というのは、機構改革をすれば、担当事務というの、その所管が変わってまいります。当時は確か建設したころは政策推進課が担当をしておりました。政策推進課というのはそういう企画、

（4番佐伯勝宣君「町長、発言の場所じゃないですよ、ここ

は」と呼ぶ)

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員。

（4番佐伯勝宣君「権利はあるはずでしょ」と呼ぶ）

佐伯議員。

（4番佐伯勝宣君「お願いします」と呼ぶ）

○町長（久芳菊司君） それから、ご理解されてると思うんですけどね、機構が変われば当然所掌事務もそれに移っていくわけですから、それをその国が久山町の担当はどここの課とかいうのはあり得ないことだと思いますし、魅力づくり推進課ができたときに、企画部門は経営企画課という形で事業そのものは、当時、経営企画課が担当したと思います。

（4番佐伯勝宣君「根拠は」と呼ぶ）

ただ、会計検査の分については、当時の担当、かかわってた者がしないとわからない部分があったから、当時の担当職員がそれをお手伝いしていろいろやりとりしたということはあったと思います。ただ、担当部署が変わったからどうのこうのとかいう問題は、この案件に関して何ら影響はないと思っておりますので、ただ担当課が変わったことについてですわね・・・

（4番佐伯勝宣君「もう発言いいです。座ってください」と呼ぶ）

いろいろ言われるのは・・・

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員、町長の発言中は静かにしてください。

（4番佐伯勝宣君「権利は私にあります。権利は私にあります」と呼ぶ）

町長が今言ってますで、今町長が答弁しておりますので静かにしてください。

町長どうぞ。

○町長（久芳菊司君） ということでございますのでね、機構については、よく理解をしていただきたいなと思っております。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） また次、次回にやります。次はまた経営企画課長、まあ、もう今度は課の名前変わってるんでしょうけどまたやります。目的外使用、次いきます。目的外使用発覚後、国からの交付金、特に国交省からのお金の交付状況、年度ごとの推移の説明、これを平成26年以降の補助金、交付金の状況、減った交付金の種類など経営企画課長にこれお答えいただきたいと思っております。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 今議員がおっしゃるようになりますね、その後のこの事業による影響について減ったものということなんですけど、当時は補助金事業ということで特定のきちっとした事業ごとに国の国庫補助金制度の中でやっております。それから、現在はその補助金制度がなくなって社会資本整備交付金という形で一括した国土交通省の交付金のやり方になっておるのが第1点と、議員がおっしゃるように、この事業によって会計検査で指摘があつて返還したから、次年度以降の省庁の補助金とか交付金に影響を及ぼすということは一切ございませんので、今ご質問のような減った分についてとかいうのはもうお答えのしようがございません。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） 専門家の田口一博上准教授がこの場所ではっきり当時の議員全員に対して、1名の欠席議員おりましたけど話してます。補助金が減るのは当たり前と。会計検査院から指摘されるのはこれよっぽどのこと。そして補助金を返す、しかも1,984万円返してる自体はもっとよっぽどのことだというふうに、これは答えています。実際に那珂川町とかもやってますけれども目的外使用、補助金返還まではいってません。これは当然、国に対して、国に対しての違背行為ですよ、信頼の。これで補助金が減らないわけがない。

もう一度聞きます。経営企画課長、状況を教えてください。

（町長久芳菊司君「答えようがない」と呼ぶ）

（4番佐伯勝宣君「じゃあじゃあ、あの佐伯いいですか」呼ぶ）

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） 情報公開請求だったら、あるいは担当課かなんかで、ちょっとまた資料もらえたらありがたいと思います。これはまた長々とやりますから、今すぐじゃなくてもいいです。ただ、今私が言ったこと、そして担当課の名前が変わってもまたこれはちょっとお願いしたいと思いますのでそれだけ申し上げときます。はい。

では次にいきます。2番ですね、選挙管理委員会の強要行為。これは平成28年9月29日、久山町長選、私出たときのことでございます。これは議員になって最初の一般質問の際に町長、これ当時私は、出席者全員にこれ資料を用意してたんですけどその資料が配られなかったと。1年前町長に渡した31枚の資料にはそれは入っています。その会話録ですね。これ見てもらったらわかると思います。平成20、この何て言いますか。今回お聞きしたいのは議員辞職の強要、そしてそのあとの定数2の町議補選、これをめぐる町選挙管理委員会の迷走、あと質問書回答への、質問書の回答、私は求めたんですが、常識外れの

対応をしたと。それで、選管事務所これ独断でやってるんじゃないかと、そういうふうなちょっと醜態をさらすような事態になってる。それについてお答えをいただきたいというのが趣旨でございます。まず、辞職強要てのはこれ違法行為。これは、刑法ではなくて民法ですな。辞職強要というのは民法の96条、これにかかわってくる。そういった事項にあるわけでございます。当日の町民生活課長と町選挙管理委員担当職員との町選管職員とのやりとりというのは、ここ音声データがございます。町長にお渡ししましたあの資料、私の公開質問状というのは、一応要約というふうにはしていますが、実は音声データに基づいたものでございます。この、平成29年3月25日に公開質問書を町民生活課長に私は直接渡しました。確かに課長受け取りました。そこにこの会話録を要約メモとして添付しており、平成30年3月20日、町長に手渡した31枚の資料にもこれ文書が含まれている。戻ります。平成28年9月29日、町長選の最中で議員辞職するかしないかという、そういった話で。私はしない方向でとりました。当然これは辞職するのが当然だろうと思いましたが、そうしました。私が辞職しませんと定数1でしか選挙はやれない。実はそれが、私の狙いでありました。そして、私に与えられた権利です。と言いますのは先ほど言いました、木下議長、矢山局長、それがこの目的外使用について大分これは内部で、隠ぺいやってる。それについてのデータも集めております。それを私示しまして、二人は慌てた。そういった隠滅を図っている。そういった中で町長選が行われた。そういった中で、かなりこれは協力してる部分があるんじゃないかということでございます。ですから、私がこの辞職して定数2で選挙をやったらこれは、思う通りでございます。要は議会というのは多数決の原理で動く。しかし1だったらどうにかなる。仮に私がまた議員になったとしてもまたこれはやりようがある。これが定数2と定数1の違い。しかし、そこら辺が、役場の町選管の担当者としては、これはかなり慌てたようでございます。平成28年9月29日、町選管職員から電話があり第1委員会室にて森町民生活課長を入れ、この町選管と私で三人でやりとりしました。町長選挙出馬にあたり町議の辞職はどうするかというのを確認でございました。故吉村雅明議員の辞職届提出に伴い、これは私が9月30日までに議員辞職するかしないかで町議選補選の定数が2になるか1になるかわ変わってくるため、あくまでも私の意思確認のための聞き取りということでございました。確かに最初はそういう目的でございました。そして、町民からも何で佐伯は辞めないかというそういった声があがってるということを行いました。あとから名前出す人間、主に彼が言ってたようでございますが、そういった中で、私は議員辞職しませんと、このまま選挙に、町長選出ますという風に言いました。ああそうですかということで話はそこで終わってます。時間にして3分。そこで完全に終わってます。ところがそれから執拗に、町選管関係者2人はやってるわけでご

ございます。それは、森課長に出しました公開質問状にもありますし、町長にお渡ししました書面、31枚の資料、これにも文書で入っていると。私の意思が強いので攻めあぐねています。何としても粘って議員辞職の意思を引き出そうとしている。それが会話録を見てもらったらわかります。行き過ぎた発言もその中で私は赤で示しております。それが町民生活課長から出てます。らちが明かないので私自身がもう先に席を立ちましたが、選管の2人はその際に部屋から出たくない、さえぎるような形で、圧をその時かけてきてます。こういったことについて平成29年12月議会、町長は資料、配布されるべき資料がないときに、町長は、そんなことはないというふうなことおっしゃいました。しかし、実際はあったんです。そこで、今回森課長にお伺いしたい。そのときの意思形成過程、なぜそういうことやったのかそれをお答えください。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 今回ですね、

（4番佐伯勝宣君「違います」と呼ぶ）

（「議長」と呼ぶ者あり）

（4番佐伯勝宣君「あなたです。不正をやっちゃいけませんよ」と呼ぶ）

（「退場させなやろうもん」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部文俊君） 佐伯君、佐伯議員席についてください。勝手に席を立たないように。町長。

○町長（久芳菊司君） お望みですから、当時の状況については担当課長からまず一度だけ弁明をさせたいと思います。ただ、いろんなかなり作られたお話をされてますので、今回は担当課長に説明をさせます。それから、いろんなデータ、音声データがあるとかいう、いろいろおっしゃってますよね、前の議長・局長とか。全て町民の方に公開されたらどうですか。あるあるとか言わないで。それが1番あなたがおっしゃってるのを解決する問題だと私は思いますのでね。

（4番佐伯勝宣君「説明責任はどうするんですか。トップとしての」と呼ぶ）

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員、町長が今答弁中でございます。

（4番佐伯勝宣君「権利は私にあります」と呼ぶ）

ありません。今町長が発言中です。

（4番佐伯勝宣君「私の質問権どうなるんですか」と呼ぶ）

私に権限があります。

(4番佐伯勝宣君「権限は私です。議長といえどもそれはできない」と呼ぶ)

佐伯議員、佐伯議員。

町長。

○町長(久芳菊司君) だからそういうことをいちいち見せびらかすよりですね、堂々と町民の方に公表していただければ、われわれもそれがはっきり町民の方に説明することができるんじゃないかなと思います。当時の選管の対応については、森課長のほうから説明をさせたいと思います。

○議長(阿部文俊君) 町民生活課長。

○町民生活課長(森 裕子君) 私佐伯議員のほうがいつも強要したとおっしゃっておりますけれどもそういう意図は全くございませんので、質問状の中にあります意思形成、失礼いたしました。佐伯議員がおっしゃるように私は一切強要行為をした覚えはございません。で、町長も今おっしゃいましたように音声データを持ってるとおっしゃっておりますので、別にそれは私は公開していただいても一切構いません。ただし、メモとか言わずに、すべてを、るるすべてを公開していただくことが条件でありましたら、それは別に私は構いません。それといろいろ公開質問状等を出されてありますけれども、選管といたしましては公職選挙法にのっとりて事務を執り行っておりますし、公開質問状に対しまして回答しなければならぬ法的根拠も義務もないから答えていません。

以上でございます。

○議長(阿部文俊君) 佐伯議員。

○4番(佐伯勝宣君) まあ、声が聞けてよかったと思います。今のに対してコメントはちょっとまたこれは引き続き次の議会もこれはやらなければいけないなと思ってます。続けます。なるほど質問書になぜ文書で回答しないのか。しかし、ことは重大なんですよ。言いましたように強要だけじゃないんですよ。まずこの法律的な混乱、これを町選管がやっている、実施について。大変勇み足をやって、周りを混乱させているということなんですよ。どういうことなのか。というのは町議選補選、定数2でやるか定数1についてでございます。町選管は町議選、町議補選で法的に勇み足、混乱を引き起こしていたと見えます。9月末まで議員辞職しないと定数2の町議補選にならないと説明していたのに、なぜ10月3日私が辞表を出して、それで定数2の補選がやれたかということでございます。まず、実はこの9月29日の翌日、これも私は会話録残していますが、9月30日に西日本新聞社の松井記者、当時の松井記者から電話を受けました。夕方4時過ぎでございます。辞表は出さないのか。はい、出しませんと。確認の電話ですね。松井記者がおっしゃるには、さっき

町の選管に行って確認したけれども、佐伯議員が議員辞職しなくても定数2の町議補選をやることは法的に可能だと。それで今回定数2で町議補選をやりますよという選管の返答だったということでそれでかけてきたということでございます。当事者の私にはこの前日9月29日まったく言ってないんですよ。定数それ私が辞めなくても定数2でやれるというのは。そして当日も電話なし。町長選に出る人間そして辞めるという人間、そしてあれほど強要をやった、あえて言います、強要でございます。これは選管がその意思はなかったと言っても本人が強要ととったら強要になりますそれは。それは当たり前の話でございます。当然、それ知っとかないかん。そういう中で全く言わなかったんです。それはちょっとおかしいですねという話を松井記者にあった。そして10月に入りました。10月3日午前中、私の自宅にこの立候補予定者、その意志を持った城戸利廣氏が来ました。そして、町議選に出馬が彼はあるんですけど、私に対して議員辞職する意思があるのかと。私はする意思ありませんよというふうに言いました。そうかということで落ち込んでました。どうしたんですかと言ったら、選管に聞いたけれども、佐伯が辞職しなくても定数2の補選がやれるということで選管のこの言葉で出馬の準備をしていたけれども、ここに来て選管は、佐伯の辞職なしで定数2の補選をやると、法的に問題があってこれできないと。これは町選管の勇み足だったわけでございます。でも、今佐伯が議員を辞めるのだったら定数2の補選はできるそうだと。それで来たそうです。あつけにとられました。そこで自宅に上がってもらって、私の父、元町長の佐伯勝重同席でいろいろ話しまして、彼はやっぱり案の定、選管に対して佐伯が辞職しないのはおかしいじゃないかというふうに言った人間というのは確信しました。町民からいろいろ声が出ているということ森課長おっしゃいましたけど、ほとんどはこの城戸利廣氏が自分が出たい意思を強調して言ってる。それを歪曲わいきよくしたわけでございます。そういった中で、いろいろ話しまして彼に言いました。私はあなたが、城戸さんが議会改革の私の後継者になってよいと言うなら、今すぐ辞表を出してもいいよと答えました。ただ、そこで町選管が言ってることが本当に正しいのか、本当に私が今日辞表を出せば、本当に定数2でやれるのかどうか、もう一度その足で町選管に行って確認に行ってほしい。これは元久山町長佐伯勝重が、これは言いました。本当だ本当だということで、もう一回行ってくれということで、わかりましたということ彼が言いました。そして昼過ぎ、正午過ぎ戻って再び城戸氏が自宅を訪れました。また父と私が目の前に座りまして、その前にして、今、町選管に確認に行ってきた。間違いなく今佐伯が辞表を出したら定数2の町議補選は実施できるということだったというふうに報告しました。そこで、私は町議職には別に未練はなかったんで、彼が聞きに行ってる間に辞表を用意してました。わかりましたということでそれを持って議会事務局に寄って辞表を私

出しました。それによりまして即日議員辞職が認められ定数2の町議補選、それでその時誕生した議員もおります。そういった状況でございます。すなわち西日本新聞も含めて、そして町民も交えてこれ非常に混乱を起こしてるんですよ。こういった責任をどうするかということ。そして今言いました件は、音声データがございます。これもちゃんと入ってます。そしてその中で町選管の勇み足だということがわかりましたので、私大笑いしてます。やらかしたなということで城戸氏の前で言っとります。こういった不始末、なぜこれを言わないのか。9月末までに辞めれば、定数2で選挙ができる、補選がやれる。で、できなかった。結局そこでまた、佐伯が辞めなくてもできるということですね。しかしできなかった。それで10月になったと。それで慌てて、いろいろ城戸氏が来て、しょうがないなということで私も辞表を出した、それが10月3日に受理された。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） 私に権利があります。そこで言います。

なぜそういうことになったのか教えてください。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員に言います。個人名をできるだけ出したらいけないと思いますので注意します。

（4番佐伯勝宣君「違います。城戸利廣氏は公人です。以上です」と呼ぶ）

今はもうだめです。そういうこと言っちゃだめです。

町長。

○町長（久芳菊司君） 今お話を聞いてるとですね、

（4番佐伯勝宣君「あなたじゃないんですよ」と呼ぶ）

すべてあなたの思い込みだと思いますよ。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員、また町長を。

（4番佐伯勝宣君「違いますよ、もういいです。こちらです、あなたです」と呼ぶ）

（「議長、議長、ほら」と呼ぶ者あり）

佐伯議員、今度そういう風な態度をとられましたら、

（4番佐伯勝宣君「いいですよ」と呼ぶ）

退場という形になりますよ。注意します。

（4番佐伯勝宣君「そのかわりニュースになる。どうぞ、どうぞ」と呼ぶ）

○町長（久芳菊司君） 勝手に上げないでください。

(4番佐伯勝宣君「ああ、すみません、じゃあ」と呼ぶ)

議員の辞職とかね、するせんは最終的にはあなたの決断でしょう。

(4番佐伯勝宣君「そうですよ」と呼ぶ)

それを選管に押しつけるのは男らしくないし、また町民の方から見ても、あまりいい格好ではないと思っています。

(4番佐伯勝宣君「ご飯論法ですな」と呼ぶ)

ご飯論法ではありません。

○議長(阿部文俊君) 佐伯議員、発言中でございます。再度言います。再度言います。町長が今答弁中でございます。

佐伯議員、静かにしてください。

佐伯議員。

○4番(佐伯勝宣君) 今のはそれでよしとします。またこれは時間もありますので、今日じゃなくて、またこの次で結構です。

そして、何度も言ってます質問書を私出しまして、それに文書なしの返信用封筒のみの同封ということになったわけでございます。去年、平成29年12月議会でも見せました。これは町長選終わりました私も無職になりまして、平成29年3月23日付けに役場で森課長に直接公開質問状を手渡ししました。それによって、町長も持っておられる、今までのいきさつ、全部入ってるわけでございます。それに対して回答してくれと。それは選挙管理委員長の名前で出してます。事務局あてではなく。ところが、公開質問状の期限、4月21日としてましたが、4月20日に来ました。しかし、回答書がないんです。返信用の封筒だけ。これは一体何だろうと理解不能な状況でございます。そして、翌日、実は4月21日にこれは福岡市で某市民団体、これは情報公開請求、これを売りにしているこの市民団体があります。皆さん名前聞いたことがあります。そういった団体です。そこで、ちょっと私も会議に出席まして、こういった状況になったというふうに報告しましたら、参加者まあ10名程度でしたが口あんぐりでした。久山ってすごいところですねと。とんでもないところですねというふうに言った女性職員もいました。そこで私は県の選管に相談することになったわけでございます。やめてください中原さん。補助金目的外使用の当事者ですよ。

○議長(阿部文俊君) 佐伯議員、全然関係ないことを言わないでください。

○4番(佐伯勝宣君) それで私は県の選管に4月25日に相談の電話を入れたわけでございます。県の選管としてもちょっとこれは対応がしかねるということでしたけど、県の選管のスローガン、明るい選挙というスローガンにこれはまったく反するじゃないか、どういうことだということで、文書を私は申し入れ書の形で出しました。そしてまたその翌日です

かね、届いてますかという電話をしたら、担当者言葉ない状況でした、非常に。そういう中でやりとりをしまして、県の選管、町のほうに町の選管に電話を入れてください。わかりましたというやりとりしまして、町のほうに電話がいつてるはずです。それは県の選管に確認をしました。それはその一切のやりとりはここに音声データが入っています。市民団体とのやりとり、口あんぐり、久山町ってすごいところねって言われた、で県の選管に相談しましょうかということも含めて全部入ってます。そして、県の選管との電話のやりとり、これも全てあります。そして県の選管と書簡は町長の手元にあるはずでございます。こういった状況で県の選管にも大変これはあきれかえるような状況を町の選管の事務局がやってるわけですよ。こういった状況で昨年私議会の中で森課長問いただす場面がありました。ちょっと強く言いましたけど。ただその時森課長言いました。あれしかやりようがなかったと。そういいました。あれしかやりようがなかった、要はこれしか、これしかやりようがなかった。つまり全部それかかわってるわけでございます。それについて今言いましたこと、どうお考えでしょうか。

○議長（阿部文俊君） 町民生活課長。

○町民生活課長（森 裕子君） まず県の選管のお話でございますけれども、県の選管からは佐伯議員が申し入れをされたっていうご報告だけを受けました。だからといって指導を受けているということはいたしておりません。それと、文書に関しましてですが、今おっしゃったことは記憶にございませんけれども、何度も申しましたように、公開質問状等に対しまして回答しなければならない法的根拠もない、義務もないから回答してないということでございます。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） まあだったら何をやってもいい、強要をしてもいいということになるんでしょうか。課長。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） それとは全く関係がないと思います。

（4番佐伯勝宣君「はい、わかりました。ちょっと聞きます。何時から始めましたっけ」と呼ぶ）

○議長（阿部文俊君） あと15分です。

（4番佐伯勝宣君「あと15分。はい、わかりました。はい、じゃあすいません。言います、はい」と呼ぶ）

佐伯議員、手を挙げてはつきり僕のほうに言ってください。

佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） これまでの行為というのは、残念ながら町選挙管理委員会の強要、民法96条に抵触するかもしれない。そして、地方公務員法第33条公務員の信用失墜行為の禁止、これに抵触する可能性があります。実は先日、1月20日に私は地域回り、議会報告を持って地域を回ってました。そこで、町選挙管理委員会前委員長の今任きよふみさんですかね、今任きよしじゃないきよふみですね、こちらをお尋ねした際に、この、今まで何度も、催促状も含めまして何度もこの文書を出したのに一度も回答しないのか、それを聞きました。そう言いましたら今任氏はきよとんとした顔をして、自分のところには一度も文書来てないとの返答でした。念を押してそれ確認しました。そしたら間違いないとのこと。つまり、町の選挙管理委員会事務局は、私がこの町長選に出る人間が、そして町会議員として出した人間が、久山町選挙管理委員会委員長今任きよふみ殿宛てに出した、あるいは連名で森ゆうこ課長あてに出した連名の文書を自分だけで握りつぶしてたわけでございます。そして先ほど言いましたように、こうやって封書だけの回答だけでやってた。そのことを、まったく文書、今任委員長に、当時の委員長にこれ伝えてなかった、手渡ししてなかった。これは、公務員法の地方公務員法の第33条公務員の信用失墜行為の禁止に当たると考えます。それについて、音声データあります、やりとり。そして会議録作りしました、やりとり。今任前委員長との。まったく自分そのこと聞いてないそうですよ。なぜこういったことをやるのか。公務員として、その意思形成過程、それをお答えください。

○議長（阿部文俊君） 町民生活課長。

○町民生活課長（森 裕子君） まず訂正をさせていただきます。私は森ゆうこではなく森ひろこと申します。今任委員長は今任きよふみさんではなく今任きよしさんです。今の件でございますけれども、選管の委員長さんには逐次ご報告をさせていただいております。内容についてご報告をさせていただいております。ただ選管の委員長さんは公職選挙法に特段詳しいというわけでもありませんので、そのあたりについては、町のほうでやっぱり検討しながらご報告をさせていただいてるところでございます。

以上です。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） この件はまた宿題にします。ここまで答えてくれて本当に私もうれしい気持ちがありますけれども、問題はこれ重要ですからね。ここで終わろうと思ってませんし、これ以上ちょっと私も問いただそうという気持ちはございませんから。また、これは改めて宿題とさせていただきます。

では次中学校給食でございます。ランチサービス、いいですか、10月27日にこれ、試食会やりました。しかし、これだいが不評というふう聞いておりました。かなりこれは目

算が外れたんじゃないかと。そこで、私はこの中学校給食、これはもう、自校方式を目指してこれ撤回したほうがいいんじゃないかと思いますが、教育長どうお考えでしょうか。

○議長（阿部文俊君） 教育長。

○教育長（安部正俊君） お答えいたします。

今回実施しましたランチサービスの試食会ですけれども、生徒は全学年全生徒、それから保護者等は約50人の参加がありました。まずその試食会のアンケートの結果の概要についてご報告させていただきたいと思っております。まず保護者のアンケート結果ですが、ランチサービス全般については、よいが60%、悪いが20%、未回答は20%ありました。ランチサービスを利用しますかという問いに対しては、利用するは37%、たまに利用するは56%、利用しないが7%で、利用する、たまに利用するを合わせると93%の保護者が利用すると回答しております。利用しない理由については、家族の弁当を用意しないといけないから利用しない、パン注文がよいから利用しないの二つが書かれてありました。保護者のアンケートの結果からは概ね好評であり、一概に不評とは言えないのではないかと考えています。一方、生徒のアンケート結果は、おいしかったか、味はどうか、ランチサービスを利用するかなどについて尋ねております。結果としてはおいしかったかの問いに対しては、おいしいは17%、普通が49%、おいしくないが34%でした。味付けについては、ちょうどよいが48%、濃いのが40%、薄いのが12%でありました。またランチサービスが開始されたら利用しますかの問いに対しては、利用するは3%、たまに利用するは27%、利用しないのは70%でありました。利用しないの70%のうち47%が家庭弁当、23%がパンを希望しているようでありました。自由記述については、いろいろとご意見をいただいておりますが、献立や味付け、申し込みの時期については可能な限り要望にお応えしながら、よりよいランチサービスとなるように努力していきたいというふうに思います。以上が試食会後のアンケートの結果でございます。

今回のランチサービスの実施は、保護者の負担軽減をできるだけ早く実施するというのが目的であります。現在の中学生の保護者の中にも早期実現を強く望まれている方が、多くいらっしゃいます。共働きの家庭の保護者にとっては、早いランチサービスの実現は切実な願いであると考えています。そのような保護者の家庭教育を支援するという意味からも、早期にランチサービスを実施することが、行政としては大事なことはないかなというふうに考えています。

以上です。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） もう多くは聞きません。アンケートの結果、できるだけ詳しく議会に

バックできたらいいなという思いが1点と、喫食率はどれぐらいになると見込んでますか。私は16、7%、須恵町より下に行く、新宮町には到底及ばないというふうにとらえておりますがいかがでしょうか。

○議長（阿部文俊君） 教育長。

○教育長（安部正俊君） 喫食率については、スタート時点では、生徒の感想からもまあ想像できたことですが、子どもはやはり親御さんが作られた弁当を期待もしておりますし、自分が好きな具材が入っているお弁当を好むという傾向にあるので、今の時点ではあまり高い喫食率は望めないと思いますが、ただ、久山町が持っている栄養士や委託業者が献立を考える栄養士もいますので、そういう栄養士で、生徒が好むような味付けや献立も工夫しながら喫食率の向上に努めていきたいと思っております。目標としては、今新宮町は4割、5割の喫食率に向上しているということを知っておりますので、実施しながらできるだけそれに近づけるように努力していきたいというふうに思います。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） この件については、また改めて別の機会に教育課のほうに聞きたいなと思っておりますので、そのときにまたご協力いただけたらと思います。

私の質問は以上でいいです。

○7番（阿部 哲君） 緊急動議。

○議長（阿部文俊君） どういった内容でしょうか。

○7番（阿部 哲君） 昨日の一般質問から今日にかけての佐伯議員の挙動に対して懲罰に値するということで、緊急動議をいたします。

（4番佐伯勝宣君「違法を犯してるのはどっちでしょうかね」と呼ぶ）

○議長（阿部文俊君） ただいま、阿部哲議員のほうから動議が出ました。

それに賛成の方は挙手願います。

〔賛成多数〕

（4番佐伯勝宣君「どうでしょうかね、それは」と呼ぶ）

○議長（阿部文俊君） ただいま、阿部哲議員のほうから動議が出され、それが2人以上の賛成者がありましたので成立しました。

阿部哲議員の動議を議題として採決します。この採決は起立によって今確認いたします。

（4番佐伯勝宣君「かなりまずいことを私がきわどいことを…」と呼ぶ）

佐伯議員、佐伯議員ちょっと静かにしてください。

(7番阿部哲君「議長、議長。動議の説明」と呼ぶ)

(4番佐伯勝宣君「じゃあ、私はいいですね退出して。やっ
てください」と呼ぶ)

静かにしてください。佐伯議員勝手に退席は許しません。

阿部哲議員、どうぞ。

- 7番(阿部 哲君) 一般質問が昨日から行ってきましたけども、この本会議場は神聖な場であり、そしてまた建設的な討論の場であると私は考えております。その中で、昨日の本田議員の質問で、町長が回答される中での妨害行為、それから勝手に議長の発言の中での妨害、そしてまた自分の席を勝手に動く、そしてまた本日の本人の質問、これは本人の1時間の権利ではありますが、その中において再三にわたり町長の席まで乱入し、またマイクロホンの変形まで至っております。このような状況の中では懲罰に値すると私は考えますので、審議をお願いいたします。

以上です。

(4番佐伯勝宣君「じゃあ以上です。もう終わりで暫時休憩です
ね。はい、ではどうぞ」と呼ぶ)

- 議長(阿部文俊君) ここで暫時休憩に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時38分

再開 午後12時10分

~~~~~ ○ ~~~~~

- 議長(阿部文俊君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど阿部議員から懲罰動議が出ましたが、懲罰動議は文書で提出する必要がありますので、改めて文書が出て審議することといたします。

ここで暫時休憩とします。

開始は13時30分から松本議員の一般質問を行います。

これで休憩に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前12時10分

再開 午後1時30分

~~~~~ ○ ~~~~~

- 議長(阿部文俊君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

5番松本議員、発言を許可します。

松本議員。

○5番（松本世頭君） 5番松本でございます。私は2項目の質問をさせていただきますが、まず1カ所の訂正をお願いいたしたいと思います。2項目の質問の要旨の12メートルの道路を13.5メートルに変更をお願いいたします。

それでは質問に入ります。

まず、教育現場の状況についてでございます。平成25年度にいじめ防止対策推進法が施行されたが、いじめ・体罰は一向に減少する気配がないどころか増加傾向にあります。昨年の学校教育実践報告会の後、私の質問でいじめ・体罰等については何件かあり、その中でも家庭の問題等による不登校もあると説明を受けました。家庭の問題については次回以降に質問させていただきますが、今回は学校教育現場でのいじめ・体罰の現状を教育長お聞かせいただきたいと思いますと思っております。

○議長（阿部文俊君） 教育長。

○教育長（安部正俊君） お答えいたします。

まず、いじめについてですが、平成25年度にいじめ防止対策推進法が施行されていじめの定義が変わりました。被害者と加害者の間に一定の人間関係があつて、被害者が苦痛だと感じているものについては、すべていじめと解釈するというようになりました。そのことにより、いじめの根絶へ向けていじめの兆候を早期に発見し、適切に対応することが一層求められてきております。教育委員会としましても、先生方にいじめは必ず起こりうるものであるという認識のもとに、冷やかしやからかいなどいじめの兆候と考えられる行為についても新しいいじめの定義に従い、これはいじめであると積極的に認知し、対処していくように指導をしています。認知件数の多寡にかかわらず、いじめが解消したという解消率が高いことが重要であつて、認知件数が多いのはむしろ積極的にいじめに取り組んでいるという証拠であるというふうに考えております。本年度のいじめの認知件数は、久原小学校で3件、山田小学校で4件、久山中学校で5件の報告が上がっています。一昨日、学校教育実践報告会で久山中学校の学校長が8件と報告をしていましたが、今年度の件数で限定すると正確には5件でありますので、ここで訂正をさせていただきます。体罰についてはここ数年発生しておりませんでした。久山中学校において、昨年12月に指導が行き過ぎ、体罰に準ずる行為が1件あったという報告を受けております。この事案については、先生自ら自分がとった行為の愚かさを悟って、すぐに教頭と校長に報告をしております。学校の対応としては事実関係を確認して当該の先生と担任とでその日のうちに保護者宅に行つて保護者に謝罪をしているということです。この先生は自分の言動には大いに

反省をして、その後の生徒指導についても感情に流されることなく、落ちついて生徒に向き合っているというふうにお聞きしております。

以上です。

○議長（阿部文俊君） 松本議員。

○5番（松本世頭君） いじめの認知件数は久原小5件、山田小3件、久山中5件ということで、積極的に認知した結果ということでございますので、このようなことは大きくなならないように指導していただきたいと思っております。

それから、2件目の質問に入ります。体罰については、政府も体罰等について何か対応しているようでございますけれども、素早く対応はなされたということですが二度と起きないように今後とも気を引き締めて見守っていただきたいと思っております。わが町にも指導主事の先生も配置されていますので、充実した機能をぜひ十分に活用していただきたいと思っております。その点について再度、教育長の考えをお聞かせいただきたいと思っております。次に、今後小・中学校においては、いじめがエスカレートしないように、教職員の先生方にさらなる気配り・目配りの指導していただきたいと思っております。また、いじめを受けている子どもたちは毎日大変な苦痛を強いられていると思っております。そこで、各学校にいじめの相談教室等を設置される考えはないか、教育長の考えを伺いたいと思っております。

○議長（阿部文俊君） 教育長。

○教育長（安部正俊君） まず、いじめの認知件数ですが、久原小学校が3件、山田小学校が4件、久山中学校が5件でございます。よろしく願いいたします。

（5番松本世頭君「ちよっともう一回」と呼ぶ。）

久原小学校が3件、山田小学校が4件、久山中学校が5件です。

まず、指導主事の活用ということだと思いますが、指導主事は学校教育全体に積極的にかかわりを持って指導的な立場でかかわってます。本来指導主事は学校経営に対して助言をするとか、教員の授業づくり、学習指導について指導的見地からいろいろとアドバイス・指導をするというところですが、本町は学校数が3校ですので、まあ幼稚園も指導に入りますが、学校・園が少ないのでフットワークよく積極的に学校に足を運んでいただけてます。だから生徒指導上の問題が発生したり、保護者とのトラブルで学校が対応を苦慮しているときは、指導主事も中に入って積極的に課題解決のためにかかわりを持っています。そういう意味では、指導主事は役割以上の役割を町の職員としてかかわっているということが言えるのではないかというふうに思います。また、いじめと体罰についても、すぐに学校のほうに聞き取りに行っただけでかかわりを強く持っているところです。

次に、いじめについての、学校の中にいじめ相談教室等を設置されたらどうかというお尋ねだったと思いますが、久山中学校は既に心の相談室というのを開設しています。これは、大学生2人週2日程度、主には昼休み、それから放課後、子どもたちが相談に行きやすい時間帯に大学生に来ていただいているところです。実際に年齢も近いですので、友達関係の悩みとか家庭で悩んでいるようなことを相談している生徒も多くいるということで、とても機能しているいじめ相談室だということを知っています。

以上です。

○議長（阿部文俊君） 松本議員。

○5番（松本世頭君） 指導主事の先生においてはですね、私も指導主事を置いたらどうかということで指導主事を置かせていただきました経緯がございます。指導主事のフットワークを軽く対応していくということでございますので、ぜひ充実していくようお願いをしたいと思います。それから、久山中においては心の相談室が活動しておるところでございますけれども、できましたら久原小・山田小にもそのような相談室をぜひ設けていただきまして、心のケアを図っていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

2番目に入ります。次に、弱い立場の子どもの思いや希望をくみ取り、対応を誤らないためにはどうしたらいいのか考えさせられたところがございます。そこで、県からの何らかの指導マニュアル等あるのかお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（阿部文俊君） 教育長。

○教育長（安部正俊君） 県からの指導はというところですが、福岡教育事務所では年2回、福岡地区不祥事防止対策委員会を実施しております。これは不祥事の防止について対策の指導があるわけですが、今年1月に第2回委員会が行われて私とそれから教育課長二人が出席をしております。そのときに受けた指導ですが、今回体罰についてのご質問ですので、県の指導内容ですが、最近わいせつ行為で処分を受ける事案が続けて発生している。過去には飲酒運転の不祥事が続いたこともある。不祥事には波がある。体罰についても毎年複数件起きているので、体罰に関しても引き続き指導してほしいというご指導を受けております。そこで、2月の町内校長園長会では、平成25年8月に福岡県から出されました体罰によらない指導の手引というのがありまして、それを増す刷りして配布し、改めて体罰の禁止について研修等に使うように指導しているところです。

○議長（阿部文俊君） 松本議員。

○5番（松本世頭君） 今教育長も申されましたように、本当に最近教育関係の指導者がわいせつ行為とかいろんな新聞紙上で騒がれておりますし、また体罰についてもしっかり引き

続き指導してほしいという県からの指導でございます。また、25年8月に福岡県が出された体罰によらない指導の手引きを増す刷りして指導して行っておるということでございますので、引き続き久山中、山田小、久原小学校の子どもたちがそういう目に遭わないように先生方の指導をよろしくお願いしていただきたいと思っております。

3番目に入ります。本町においては大きな問題は起きておりませんが、他人ごとでは済まされない状況でございます。一人の犠牲者も出さないように教育現場に立った先生方、また、町民一人一人が目を配り、いじめ・体罰等に立ち向かわねばならないと思っております。そこで、それに伴う本町の取り組みについてお聞かせをいただきたいということでございます。

○議長（阿部文俊君） 教育長。

○教育長（安部正俊君） お答えいたします。本町の取り組みをとるところですが、まず、いじめ防止対策としましては、いじめの定義について再度先生方や児童・生徒に周知して、いじめはいかなる場合であっても絶対に許されるものではないことを確認して、指導の徹底を図るように指示しております。先生方には毎月1回行っていますいじめアンケート、それから学期ごとに行っています教育相談を徹底して行って、常に小さな変化を見落とさずいじめの早期発見に努めるように指導しているところです。先ほどのいじめの認知件数が複数あったのは、冷やかしかからかいとかの小さな出来事を積極的にいじめと認知して、早期発見・早期対応に努めた結果であるというふうに考えています。また本町ではいじめの防止等の対策を推進するために、久山町いじめ防止等対策推進条例を平成29年度に制定をしており、学校に周知しております。万が一、重大事態が発生した場合の対応としては、関係機関で構成する久山町いじめ防止対策推進委員会を立ち上げて、迅速に対応することとしております。教員の不祥事防止については、毎回教育委員会事務局と学校長による不祥事防止対策検討委員会を年間4回開催しております。それぞれの学校の取り組みを報告し合い、具体的な対策を検討しているところです。体罰についても学校ごとに計画的に検証はしていますし、飲酒運転等による不祥事が発生した報道があった場合は、新聞記事等で臨時的に研修を行って不祥事防止に努めているところでございます。

以上です。

○議長（阿部文俊君） 松本議員。

○5番（松本世頭君） わが町は道徳の町宣言をやっております。特に教育の現場で非常にいい結果が出ておるところでございますので、いじめ・体罰等によって、子ども一人の犠牲者も出ないようにしっかり教育長のもとに一致団結して子どもの指導に当たっていただく

ことをお願いするところでございます。1番目の1項目の質問を終わらせていただきます。

次に、2項目の石切地区の今後の計画について町長にお伺いをいたします。まず最初でございます。石切地区の開発については、12月の議会でも質問してきたが何ら進展は見られない。町長は、先の議会で専用道路は13.5メートル道路を計画予定していると説明されております。その後の法線は決定したのか、その進捗状況はどのようになっているのか、まずお聞かせをいただきたい。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） お尋ねの道路につきましては猪野～藤河線の件だと思います。現在猪野～藤河線はレイクウッドの前から300メートル位行ったところの、突き当たりまでは13.5で整備してるところでございます。これについては須恵～新宮線という糟屋地区の期成会といいますか、まで作った一応の計画線というのは持っているんですけども、これはまだ全く整備の期間とかいうのは、時期というものは全く未定ですので、石切地区の開発に当たりましては、現在の猪野～藤河線をやはり山田～新宮線が出てきてるところの起点となる交差点までを整備し、つなぐ必要があるんじゃないかなということで、30年度の設計予算、基本計画の予算をいただいているところでございますので、現在その法線計画について基本計画を作成しているところでございます。大体5案ぐらいが出てる中で、今三つぐらいに絞って協議をしているところでございます。年度内には確定をさせたいと思っております。

○議長（阿部文俊君） 松本議員。

○5番（松本世頭君） 年度内に5案のうち3案を決定していきたい、要するに年度内に出していきたいということでございますので、一日も早く出していただきたいということでございます。

次に、石切地区の開発を進めるためには、くばらコーポレーションに売却されている土地も今後活用すべきだと思います。そこで、くばらコーポレーションの土地買い戻しを早く進めるべきだと思いますが、いつ頃を目指しているのか町長の見解をお伺いしたいと思っております。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 久原本家のほうに土地の、ヴィレッジ構想ということで土地処分をしたところでございますけれども、これについてはヴィレッジ構想が断念という結果になりましたので、町のほうに買い戻しという方向で久原本家と協議をしたところですけども、久原本家としてはもしできればあの一帯の地区の今後の町の土地利用が企業誘致という形で開発予定をされてるのであれば、ぜひその一角に久原としても工場ならびに倉庫用

地というのをやはり町内に確保したいので、できればその中で、町の開発計画の中で、場所の変更があったとしても構わないので残させてほしいという社長からのお話がありますので、現に本町としては今申しましたように、あの一带につきましては企業立地としての活用を考えてますので、その計画とあわせて進めることが一番ベターなのかなと、町内企業さんでありますので。いずれにしても企業団地という形を作ればそこに企業を埋めていく必要があるわけですから、この計画をまず急ぎ立てていくことを優先したいなと思ってます。土地の買い戻し等については、久原さんとしてはそういう意向ですので、今、町としてもすぐ買い戻す必要性というのはありませんので、今の状態のままでしばらく計画のほうを進めさせていただきたいなと思ってます。

○議長（阿部文俊君） 松本議員。

○5番（松本世頭君） ということは、今開発計画を持ってあるところに仮に企業誘致する際には久原本家さんのことも含めて検討したいということでございますね。はい、わかりました。

次に入ります。今年度、町長の所信表明で長浦地区での企業団地造成事業計画の推進で町所有の8ヘクタールの土地に企業誘致のための団地造成の計画に着手し企業誘致を行い、町財源の増収と町民の雇用の拡大を進めると表明してあります。今までの質問でこの地区全体の開発の青写真を議会に提示すると答弁されておりますが、この点についてもまだまだいまだ議会に出てこないという状況でございます。その進捗状況はどのようになっていますか。ちょっとお聞きしたいと思っております。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 長浦地区を含めたダム残土あるいは産廃跡地を含めた土地が約8ヘクタールぐらいのエリアであるんですけども、あれを含めて原山・石切地区一帯のエリアとして活性化ゾーンという位置付けをしています。これまでずっと、これ全体の計画をできれば一括してやりたいなという方向でいろんなあっせん企業あたりからの話を受けながら進めてきましたけれども、なかなか実現するのは非常にあれだけのエリアというのは非常に難しいという、話が来ては消えるという形の繰り返しになってきましたので、やれるところを先についていうことで、今回長浦地区を中心とした開発をまず先に進めるという、そういうふうに進めたほうがいいんじゃないかなと私は思ってます。ただ、石切地区の地権者会の過去の経緯もありますので、全体が最終的にどういう土地としての開発をすることが好ましいか、あるいは可能性があるかということについて、全体的なやっぱり構想というののもまずは持つとく必要があるなと思ってます。ただ、あれだけのエリアでございますので、町のほうでという形ではなかなか、また企業の需要とか市場とかそういうのも当然

入れていく必要があるので、今回31年度に1,000万の計画予算を計上してますので、これを活用して計画を作りたいと思ってます。計画に当たりましてはもうちっちゃな業者さんではちょっと無理かなと、構想自体とかあるいは計画とあわせてまた企業を引っ張ってこられるような大手のゼネコン、コンサルティングと言いますか、そちらとまずは現地を見てもらってどういうその開発の可能性を福岡県の本町で今の市場とあわせて可能性があるかということも含めて、新年度になったら早速協議に入りたいと思ってます。

○議長（阿部文俊君） 松本議員。

○5番（松本世頭君） 町長、長浦地区8ヘクタールの土地だけじゃないんですよね。要するに、活性化ゾーンでやりますと全部で160ヘクタールですか、それを含めて先ほども質問しておりました法線ですね、長浦地区のために法線を決めるんじゃないかと、その活性化ゾーン160ヘクタールを含めてその法線の決定をしていただきたいということでございますけど、その辺の認識をちょっと再度答弁をお願いしたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 道路法線につきましては、今おっしゃってる石切・原山あの一帯、120ヘクタールぐらいだと思いますけども、120から130ぐらいあると思いますけど、あの一帯の土地利用に沿うような形での法線計画をしていきたいと思ってます。ただ、開発に当たりましては全体というのは非常に一気に難しいと思いますので、やっぱり町の遊休地の活用ということもありますので、できるところから入っていきなと思ってます。ただ、できることから着手するにしても残された活性化ゾーンエリアの活用もきちっと考えた上での中の道路計画等もあるでしょうしですね。そういうのを考慮しながらの開発計画を作りたいと思っております。

○議長（阿部文俊君） 松本議員。

○5番（松本世頭君） 今町長述べられましたように、長浦地区8ヘクタールのみじゃなくて活性化ゾーン145ヘクタールの土地を十分に生かせるように、少しの土地も残らないように、すべての土地が生かせるように法線を決定していただきたいと思っておりますし、一刻も早くですね、宝の山でございます。まあ、何をやるにしても財源が必要でございますので、ぜひ145ヘクタールは久山町の将来のいろんな面に活用できるように、財源が活用できるように一日も早く法線を決め、そして青写真を議会に提出をしていただきたいと思っております。その青写真が随分前からお願いをしてるんですけども、いつごろ出せるのか、ちょっとその辺について答弁をお願いいたします。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 時期についてはちょっと何とも言えないんですけど、新年度予算です

から、少なくとも平成31年度内にはきちっと作り上げて提示をさせていただきたいと思っています。

○議長（阿部文俊君） 松本議員。

○5番（松本世頭君） 次に行きます。石切地区に企業誘致を優位に進めるためには、大型も通行できるスマートインター設置が必要不可欠であると再三質問をいたしております。新宮町との協議は進んでいるのか、町長の答弁をお願いいたします。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） スマートインターチェンジについては、前から新宮町と久山町に造ったらどうかという話はいろいろ出てますけれども、今現在その具体的なものとしては両町とで話が上がってる状態ではありません。

○議長（阿部文俊君） 松本議員。

○5番（松本世頭君） この件については、新宮町の特別委員会にも計上されて、何度か宮内議員も含めて協議をなされたと聞いております。個人的に宮内議員とも話したときには、そういう要望があればいつでも動きますと。国としてもスマートインター設置については前向きな答弁を聞き出しておりますので、ぜひトップ会談で、ぜひ前に進めていただければですね。新宮町の東区の開発、それから久山町の長浦・石切地区の開発にとって大きなプラス思考でございますので、ぜひ一日も早く前に進めていただきますようお願いするところでございます。その点について再度答弁をお願いいたします。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） スマートインターが先にありきでの計画は進まないんですよね。やっぱりスマートインターを国が受け入れるには周辺の開発がどういう開発でどういう需要があるから、そこにスマートインターが欲しいんだという、そういう順序になってきますので。まずは久山町側の今言いました石切一帯の開発計画が、例えば大型の物流センターみたいなそういう企業団地にするということであれば、大体その車の出入りということでの要件になると思います。それと新宮さんのほうでの開発がどういう計画をされるのかということ。だから、そういうものがないと、そのまたスマートインターを造る必要性というのがですね。やっぱりそれぞれの自治体の負担金というのはあるわけですから、物流系でないならば果たしてそこまでいるかなという、町にとってもですよ、あるし。できることなら、私としては物流よりも本当は企業あたりのほうが町にとっては非常にプラスになると、ただ需要としてはまだまだ久山辺りは物流関係の非常に需要ポイントというのは高い町と言われてますので、その辺のところを今回のそういう基本計画の中で、大手の日本全体にそういう力を持つてるところの情報もいただきながら考えていきたいと思って

ます。

○議長（阿部文俊君） 松本議員。

○5番（松本世頭君） 内容はわからんでもないんですけども、スマートインターが、要するににわとりが先か卵が先かでございますけれども、新宮町としてもあの辺の一带の開発については企業誘致をやると、物流とかその辺を含めてやるということで前向きに動いてあると思います。わが町としても物流だけじゃない、どうかということも意見でございますけれども、くばらコーポレーションも含めて145ヘクタールの土地を都合よく分けて早く青写真を出して、出すことによってそのスマートインターが目的はこういうことですからっていうのを出せると思いますので、だから早く一日でも青写真を出していただきたいということをお願いしとるわけでございます。そして、その上で大型車も通行できるスマートインターを設置していただければ、われわれも、住民も助かりますし、新宮町、久山町にとっても大きな財源確保につながるわけでございますので、新宮町の長崎町長としっかり協議を進めていただきたいと思っておりますので、そのことについて、また次回にでもお聞きしたいと思っておりますのでぜひ協議をしていただきたいと思っております。

では次に行きます。監査委員の指摘に、財源確保のためには企業誘致を推し進めるよう提言されている。これはもう何年も前から提言されておりますね。なぜ一向に前に進まないのか、具体的に伺いたいと思います。また、監査委員の指摘をどのように解釈してあるのか、町長の考えをお聞きしたいと思っております。

○議長（阿部文俊君） 松本議員に言います。質問の要旨に入っていない、監査のことは入っていません。中に入ってませんので、そこはちゃんとやってもらわないと町長のほうも答えようがありません。

（5番松本世頭君「できる範囲で答弁お願いできればお願いいたしたいと思っております」と呼ぶ）

○5番（松本世頭君） 町長、指摘があつてるね、監査委員でも財源確保のためには企業誘致をやりなさいと、再三再四指摘を受けておりますので、そのことについてどう思われるかということをそれぐらい答弁できるでしょう。

○議長（阿部文俊君）

（5番松本世頭君「.」と呼ぶ）

町長。

○町長（久芳菊司君） 財源確保に企業誘致ということで、実際やってないということはないということなんですけどね。ご承知のように本町はほとんどが市街化調整区域ということ

で、なかなか企業さんが入ってきたくても入ってこれないという形であります。企業立地というのは行政が動く場合とあるいは行政が動かなくても民民の間でそういう企業立地が進んでいく場合もあります。特にそういう需要の声が大体町にあったときは大体町としてもいろいろ紹介して進めてるところがありますし、特に手続きをとれば可能性があるということで、民の方が動いていただいて市街化調整区域でもそういう路線権を持ったところあるいは地区計画を作りながら、今原工場団地の付近でもそういう物流が立地できるという開発を進められてます。これも恐らく31年度にはできるだろうし、そういう形では進めております。ただ、行政が主体としてやろうとすると今の活性化ゾーンしかもうほとんど残ってないというところがございますので、ここを先ほど言いましたように全体となるとなかなかこう時間を要するので、もうやはり着手できるエリアから入っていきこうというそういう方向転換をやりたいと思っておりますので、新年度その8ヘクタール近辺を早急に活用できるように進めてまいりたいと思っております。

○議長（阿部文俊君） 松本議員。

○5番（松本世頭君） えっと、僕も企業名はちょっと今忘れちゃったけども、粕屋町に入って昔のYKKから下っていったところに、輸出用の重機を扱ってある会社があります。こうほうとかの会社、そこの社長さんあたりもですね、久山町で土地を3,000坪欲しいって言うてあるんですよ。自分がもし久山町に3,000坪の土地を用意していただけたら所得税も全部久山町にあげられますからって言う人もおられます。そういうふうで、企業の方は本当にこの沿線もしくはそのちょっと入ったところでもございますから、ぜひ久山町にって言うことで私もいっぱい要望を受けておりますので、今言われるように石切活性化ゾーン145ヘクタールの土地に早く企業を誘致っていうか企業やなくて誘致をせんでも来たい人はいっぱいおられますので、それを開発を町長にお願いしたいということがございます。そして、財源を久山町に落としていただければ、いろんな問題、給食問題でも今日二人の議員からもありましたように、学校給食の問題も一気に片付くと私は思いますので、ぜひ活性化ゾーンの開発を1日も早く、今言われる町長は長浦地区の8ヘクタールだけでもって言うことでございますけども、それも含めて活性化ゾーン全体の開発もやるという気概を持って、早く法線を決めて145ヘクタールの土地が少しも無駄のないように、開発できるように、利用できるように進めていただきたいということを切にお願いをいたしまして私の質問を終わります。

○議長（阿部文俊君） 先ほど私が松本議員にちょっとあまりよくない言葉を言いましたので、・・・・・・・・・・・・・・・・・・といた言葉を取消させていただきます。

（4番佐伯勝宣君「いや、いいと思います。いいと思います。」）

ちょっとやっぱり」と呼ぶ)

(5番松本世頭君「今、あんたの発言やなかろう。町長、答弁をよかったら最後に」と呼ぶ)

(町長久芳菊司君「もう積極的に、今年度はですね、あ、ごめんなさい」と呼ぶ)

○議長(阿部文俊君) 町長。

○町長(久芳菊司君) 大変失礼しました。予算も計上してありますので、ぜひ可決していただいで積極的に進めたいと思っております。ただ、145ヘクタールですか、これをすべて無駄のないう、これはもう非常に難しいっていいですか。だけど、どこまでが難しいとかやなくてやっぱり活性化ゾーンと位置づけている以上は積極的に全エリアの活用ができるように頑張ってもらいたいと思います。

○議長(阿部文俊君) 松本議員。

○5番(松本世頭君) もう町長最初から145ヘクタールすべてが無駄とか、そげなことは言わんとですよ。とにかく145ヘクタールすべてを頑張ってやっていきたいという意気込みを僕は聞きたいわけですよ。再度答弁をお願いいたします。

○議長(阿部文俊君) 町長。

○町長(久芳菊司君) 私が今発言したのは、今までその145ヘクタール全体をという地権者の方を思うと、それですつといろいろな事業者の方の声を聞きながらきたんですけどね。やっぱりそれでは現実性がないということで、今回、先ほどのようなことを言ってるわけでございまして。議員がおっしゃるように地域活性化ゾーン全部ができることが一番好ましいということ、だけど、それを重点に最初から置くとなかなか事業が進まないという、そういう趣旨でございまして、ほかはもう知らないよということでは決してございませぬのでですね。ただ、スピードを上げるためには、やっぱりそういうやり方も必要じゃないかなと思っておりますので、そういう形をご理解いただきたいと思います。

○議長(阿部文俊君) 今一般質問が終わりました。松本議員終わられましたけども、ここで執行部の退席をお願いいたします。

○議長(阿部文俊君) 本日の日程は終わりましたが、阿部議員ほか1名から地方自治法第135条第2項の規定によって、佐伯勝宣議員に対する懲罰動議が提出されました。この動議を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることについて採決します。

この採決は起立によって行います。

この動議を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（阿部文俊君） 起立多数でございます。従って、この動議を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第1 佐伯勝宣議員に対する懲罰動議

○議長（阿部文俊君） 追加日程第1、佐伯勝宣議員に対する懲罰動議を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、佐伯議員の退場を求めます。

[4番佐伯勝宣君退場]

○議長（阿部文俊君） 提出者の説明を求めます。

阿部議員。

○7番（阿部 哲君） 佐伯勝宣議員に対する懲罰動議。

次の理由により、佐伯勝宣議員に対する懲罰を科されたいので、地方自治法第135条第2項および久山町議会会議規則第109条第1項の規定により動議を提出するものでございます。

理由、3月5日の一般質問の際、発言者の発言中の不規則発言、勝手に席を離れるなどの行動があった。また、3月6日の一般質問においては、議長が再三注意したにもかかわらず、不規則発言が続き、町長が答弁中にもかかわらず席を離れ町長の席まで乱入し、マイクを乱暴に扱ってマイクの向きを変え発言妨害を行った。

以上の行為は久山町議会会議規則第104条及び105条に反し、議会の品位を損なうものでございます。

よって、懲罰動議を提出するものでございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（阿部文俊君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

懲罰の議決については、久山町議会会議規則第110条の規定によって、委員会の付託を省略することができないことになっています。従って、本件については8人の委員で構成する懲罰特別委員会を設置し、これに付託し審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（阿部文俊君） 異議なしと認めます。従って、本件については8人の委員で構成する懲罰特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました懲罰特別委員会の委員の選任については、久山町議会委員会条例第5条第4項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 異議なしと認めます。従って、懲罰特別委員会の委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

（「議長」と呼ぶ者あり）

本田議員。

○6番（本田 光君） 特別委員会が設置されると委員長を決めなければならないというふうに思います。特別委員会の委員長と思いますが。

○議長（阿部文俊君） ただいま委員8人で委員で構成するということになりましたので、8人で決めていただきたいといます。その中に私は入りませんので、よろしく願いしたいといます。いいでしょうか。

（「委員会で委員長を決める」と呼ぶ者あり）

委員会が作ってください。

（「今決めたらよかろう」と呼ぶ者あり）

今決めるなら。

（「もう発議者でよかでしょうもん。委員長と副委員長」と呼ぶ者あり）

そこを8人で話し合わないかん。

（「発議者でいい」と呼ぶ者あり）

いいですか。じゃあ僕のほうから報告させていただきます。委員長は阿部哲議員でいいですか。副委員長は只松議員でいいですか。

佐伯議員の入場を求めます。

〔4番佐伯勝宣君入場〕

以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後14時21分